

◎議 事 日 程（第5号）

平成22年3月23日（火曜日）午前10時00分 開議

- 日程第1 常任委員長報告
- 日程第2 議案第31号 愛西市総合斎苑建設工事契約の締結について
- 日程第3 議案第32号 愛西市総合斎苑火葬炉設置工事契約の締結について
- 日程第4 発議第1号 愛西市議会委員会条例の一部改正について
- 日程第5 議案第2号 愛西市職員の給与に関する条例及び愛西市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について
- 日程第6 議案第3号 愛西市火災予防条例の一部改正について
- 日程第7 議案第4号 愛西市ちびっ子広場設置条例の一部改正について
- 日程第8 議案第5号 愛西市体育館の設置及び管理に関する条例等の一部改正について
- 日程第9 議案第10号 海部南部水道企業団規約の変更について
- 日程第10 議案第14号 市道路線の廃止について
- 日程第11 議案第15号 市道路線の認定について
- 日程第12 議案第16号 平成21年度愛西市一般会計補正予算（第7号）について
- 日程第13 議案第17号 平成21年度愛西市土地取得特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第14 議案第18号 平成21年度愛西市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について
- 日程第15 議案第19号 平成21年度愛西市介護保険特別会計補正予算（第4号）について
- 日程第16 議案第20号 平成21年度愛西市農業集落排水事業等特別会計補正予算（第4号）について
- 日程第17 議案第21号 平成21年度愛西市公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）について
- 日程第18 議案第22号 平成22年度愛西市一般会計予算について
- 日程第19 議案第23号 平成22年度愛西市土地取得特別会計予算について
- 日程第20 議案第24号 平成22年度愛西市国民健康保険特別会計予算について
- 日程第21 議案第25号 平成22年度愛西市老人保健特別会計予算について
- 日程第22 議案第26号 平成22年度愛西市後期高齢者医療特別会計予算について
- 日程第23 議案第27号 平成22年度愛西市介護保険特別会計予算について
- 日程第24 議案第28号 平成22年度愛西市農業集落排水事業等特別会計予算について
- 日程第25 議案第29号 平成22年度愛西市公共下水道事業特別会計予算について
- 日程第26 議案第30号 平成22年度愛西市水道事業会計予算について
- 日程第27 陳情第1号 民間保育所運営費の一般財源化に関する国への意見書採択についての陳情について
- 日程第28 陳情第2号 障害者自立支援法の「応益負担」「日額払い方式」に関する国への意見書採択についての陳情について

日程第29 陳情第3号 「永住外国人への地方参政権付与法に反対」の意見書の提出を求め
る陳情について

日程第30 選挙第1号 海部地区環境事務組合議会議員の選挙について

◎本日の会議に付した事件

日程第1から日程第30までの各事件

追加日程第1 意見書案第1号 民間保育所運営費の一般財源化に反対する意見書について

追加日程第2 意見書案第2号 永住外国人に地方参政権を付与することに関する意見書に
ついて

追加日程第3 委員会付託の省略について

追加日程第4 意見書案第1号 民間保育所運営費の一般財源化に反対する意見書について

追加日程第5 意見書案第2号 永住外国人に地方参政権を付与することに関する意見書に
ついて

◎出席議員（29名）

1番	大島一郎君	2番	前田英美子君
3番	鷺野聡明君	5番	日永貴章君
6番	吉川三津子君	7番	榎本雅夫君
8番	岩間泰彦君	9番	田中秀彦君
10番	村上守国君	11番	真野和久君
12番	鬼頭勝治君	13番	八木一君
14番	近藤健一君	15番	小沢照子君
16番	後藤和巳君	17番	堀田清君
18番	加藤和之君	19番	古江寛昭君
20番	大島功君	21番	大宮吉満君
22番	永井千年君	23番	黒田国昭君
24番	中村文子君	25番	加藤敏彦君
26番	加賀博君	27番	宮本和子君
28番	佐藤勇君	29番	太田芳郎君
30番	柴田義継君		

◎欠席議員（なし）

◎欠番（1名）

◎地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職・氏名

市長	八木忠男君	副市長	山田信行君
教育長	五富利清彦君	会計管理者	伊藤忠俊君
総務部長	水谷洋治君	企画部長	石原光君
収納担当部長	水谷正君	教育部長	藤松岳文君
経済建設部長	篠田義房君	上下水道部長	飯田十志博君
市民生活部長	加藤久夫君	福祉部長	加賀和彦君
消防長	水野仁司君		

◎本会議に職務のため出席した者の職・氏名

議会事務局長	服部秀三	議事課長	伊藤浩幹
書記	田尾武広		

午前10時00分 開議

○議長（加賀 博君）

皆さん、おはようございます。本日は御苦労さまでございます。

御案内の定刻になりました。

10番・村上守国議員は遅刻の届けが出ておりますので、報告をさせていただきます。

ただいまの出席議員は定足数に達しておりますので、ただいまから継続会を開会いたします。

本日、追加議案が提出されましたため、開会前に議会運営委員会が開催されておりますので、議会運営委員長より報告をしていただきます。

○議会運営委員長（太田芳郎君）

それでは、議会運営委員会の報告をさせていただきます。

本日開会前に、追加議案として議案第31号、議案第32号、発議第1号が提出されましたので、議会運営委員会を開催し御協議をいただきました結果、本日御審議願うことに決定をいたしましたので、よろしくお願いをいたします。

以上で報告を終わります。

○議長（加賀 博君）

ただいま議会運営委員長から報告がありました議案を追加いたしました。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでございます。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第1・常任委員長報告（委員長報告・質疑）

○議長（加賀 博君）

日程第1・常任委員長報告を行います。

各常任委員会へ付託しました議案につきまして、それぞれ御審査をいただきましたので、会議規則第38条第1項の規定に基づき、審査の経過並びに結果について御報告をお願いいたします。

最初に、総務委員長から報告をお願いいたします。

○総務委員長（小沢照子君）

総務委員会の結果を報告いたします。

総務委員会は、3月15日午前10時から開催し、当委員会に付託されました案件を慎重に御審査いただきました結果、お手元に委員会審査報告書の写しを御配付していただいておりますように、議案第2号：愛西市職員の給与に関する条例及び愛西市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正については、21年度の勤務実態についての質問で、60時間を超える時間残業は平成17年から減少済みであったのに、21年が増加したのは、定額給付金と市長選と衆議院選挙があったからで、60時間を超えた担当は企画課、総務課が多かったという答弁でした。

賛成討論として、時間外勤務は発生しないように職員体制を絶えず点検、見直しをしていかなければならない。機械的な職員削減はやめ、それらの見直しも含めて今後検討していただくことを強く要望して賛成という御意見がありました。

採決の結果、全員賛成で原案のとおり可決されました。

議案第3号：愛西市火災予防条例の一部改正については、カラオケと漫画喫茶についての今後の動向についての質問では、利用客もそんなに多くないということもあり、それほどふえないという答弁でした。

採決の結果、全員賛成で原案のとおり可決されました。

議案第16号：平成21年度愛西市一般会計補正予算（第7号）のうち、当委員会に付託を受けました部分につきましては、地域活性化・きめ細かな臨時交付金について、事業選定の経緯、事業前倒しによる浮いた財源の22年度予算での考え方についての質問に対し、本年1月に国から示された要綱に沿って、非常に短期間で事業選定をする必要があった。要綱に該当する事業として、公共施設等の建設・修繕から各担当課が速やかに実施できる事業、すなわち平成22年度当初予算に予定していた事業で、本市の一般財源で対応しなければならない事業を、交付金充当限度額を超える分まで選定した。事業の前倒しにより浮いた財源の活用については、平成22年度は大型プロジェクト事業の実施が始まる年度であり、予算規模を少しでも圧縮したいと財政課としては考えていたので、浮いた財源で新たな事業を上乗せする考え方は持っていないとの答弁でした。

採決の結果、当委員会に付託を受けました部分につきまして、全員賛成で原案のとおり可決されました。

議案第17号：平成21年度愛西市土地取得特別会計補正予算（第1号）については、質疑もなく、採決の結果、全員賛成で原案のとおり可決されました。

議案第22号：平成22年度愛西市一般会計予算のうち、当委員会に付託を受けました部分につきましては、巡回バスの運行検討委員会のメンバーについての質問に対し、総代の代表4名、高齢者の代表8名、女性の代表4名、市民の代表4名、合計20名で構成し、総代の代表は毎年変わるが、他の16名のメンバーはかわっていないという答弁でした。

また、庁舎建設基本計画策定委託料の業務内容の質問に対し、基本的な考え方を整理し、計画人口や配置する職員数、議員数などの前提条件を整理した後、新庁舎の規模、構成、有する機能等を整理し、敷地の利用計画、配置計画、建築スケジュールと想定事業費の比較検討をし、計画の策定は22年度中ですとの答弁でした。

反対討論として、市民に聞くことなく進められている庁舎基本計画のあり方も大変問題があるし、職員採用の方針、やめる人の3分の2補充、専門職は同数、技術労務職は採用しないを転換し、市民サービスを低下させない体制を保障する計画的採用を行うべきで、臨時職員の給与も引き上げる必要があります。各庁舎での期日前投票の復活、各庁舎での確定申告相談の継続も拒否され、住民の要望の多くが予算化されていないので反対という意見がありました。

また、賛成討論として、22年度の予算の歳入は、法人税など減少により市税は1.9%減の約69億6,130万円と大変厳しい予算となっております。歳出においては、各部門に住民の方々に充実したサービスを提供できるよう検討され、編成された予算である。当委員会の主な事業は、市制5周年記念式典事業、またマスコットキャラクター制作事業など、本当にさまざまな面で

市民にとって重要な事業であるし、今後、計画を進めるにおいても市民のことを第一に考え、協議検討されていくことをお願いして賛成という意見がありました。

当委員会に付託を受けました部分につきまして、賛成多数で原案のとおり可決されました。

議案第23号：平成22年度愛西市土地取得特別会計予算については、質疑もなく、採決の結果、全員賛成で原案のとおり可決されました。

陳情第3号：「永住外国人への地方参政権付与法に反対」の意見書の提出を求める陳情については、反対討論として、永住外国人を地方自治の担い手として迎え、日本国民と等しく参加する政治を実現することは、我が国の民主主義の成熟と発展につながります。国際的にも選挙権付与、被選挙権付与が大きな流れになっています。一刻も早く法制定を行うべきである。本陳情は、領土問題等への影響だとか上げて時期尚早の根拠としていますが、付与しない理由にはとてもなりません。最高裁判決も都合のよい部分だけ取り上げ、同じ判決の肝心の部分、「付与は憲法上禁止されているものではない」には目をつぶっています。よって、本陳情には全面的に反対という御意見がありました。

また、賛成討論として、地方自治体は住民の権利・義務を規制したり、罰則を含む条例を制定する権限を持っており、国民保護法などに基づいて国との緊密な協力が求められ、日本と対立する国の国籍を持つ永住外国人が選挙権を行使し、いろいろな面での協力を及ぼすおそれもあります。外国人に参政権を認めるということは、内政干渉を合法的に行ってしまうということに直結することと考えます。また、外国人参政権付与については、主権の基本にかかわる問題であるにもかかわらず、国民に本質が伝わっていないのが現状です。この法案の成立を国民的議論や理解のないまま進めることは国民を愚弄することかと危惧しますので、この陳情に賛成という御意見がありました。

採決の結果、賛成多数で採択になりました。また、採択されました陳情につきましては、本日の本会議で採択されましたら意見書案を提出するというので、その案文を御協議いただき、準備をさせていただいております。

以上、報告を終わります。

#### ○議長（加賀 博君）

それでは、委員長報告に対する質疑があればどうぞ。

〔発言する者なし〕

質疑なしと認めます。

次に、文教福祉委員長、報告をお願いいたします。

#### ○文教福祉委員長（大宮吉満君）

文教福祉委員会の結果を報告いたします。

文教福祉委員会は、3月16日午前10時から開催いたしまして、当委員会に付託されました案件を慎重に御審査いただきました結果、お手元に委員会審査報告書の写しを御配付していただいておりますように、議案第4号：愛西市ちびっ子広場設置条例の一部改正については、質疑もなく、全員賛成で原案のとおり可決されました。

議案第5号：愛西市体育館の設置及び管理に関する条例等の一部改正について、要綱についてどのように検討されていくのかの質問で、計画の段階で、相手から審査のための提出資料をより詳細な資料とし、また業者からの提案、民間ノウハウを体育館利用についての考え方も求めたいという答弁でありました。

反対討論として、公共サービスを民間事業者の営利事業として行うのは問題があります。本来、市がサービスに直接責任を負い、住民サービスの向上のためにノウハウを積み上げていくことが住民の利益につながることであり、住民が安心して利用できることだと考えますので、この議案について反対という御意見がありました。

採決の結果、賛成多数で原案のとおり可決されました。

議案第16号：平成21年度愛西市一般会計補正予算（第7号）のうち、当委員会に付託を受けました部分につきましては、保育所運営委託料1,667万8,000円の減額の内容と、受託園児は何人かの質問に対しまして、受託園児減額によるもので、当初222名を見込んでいましたが、1月末現在で197名の受託園児との答弁でありました。

採決の結果、当委員会に付託を受けました部分につきましては、全員賛成で原案のとおり可決されました。

議案第18号：平成21年度愛西市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について、議案第19号：平成21年度愛西市介護保険特別会計補正予算（第4号）についての2議案は、質疑もなく、全員賛成で原案のとおり可決されました。

議案第22号：平成22年度愛西市一般会計予算のうち、当委員会に付託を受けました部分につきましては、子供手当給付費事務的経費についての質問で、システム経費として10分の10国庫補助金、通常の事務的経費も国の試算で960万円ほど、通常の人件費、あるいは事務的経費をいただけるとの答弁でありました。また、幼稚園費の教育振興費補助金で、幼稚園の愛西市内の在住の園児数はの質問に対しまして、20年度は20の園に564人。21年度は20の園に547人在籍していますという答弁がありました。

反対討論として、総合斎苑建設でセレモニーホールをつくり、学校給食は佐織地区のように自校方式の給食をと市民は願っていたのに、大型給食センターの建設を進め、合併特例債が使えるうちにと大型事業をどんどん進められようとしています。4月から佐屋・佐織の老人福祉センター、デイサービスセンターが指定管理されます。市の福祉施設は民間委託ではなく市の直営で運営をしてほしいなどの市民の願いとは裏腹に、行政改革の名のもとに、効率第一の施設が進められようとしています。大不況の中、大型事業よりも市民の福祉・暮らしを応援する施設を進めるべきであり、予算について反対しますという御意見がありました。

また、賛成討論として、大変厳しい経済情勢が続く中、本予算は市民生活に直結する事業や、計画性・緊急性が高く滞ることが許されない施策であると思います。民生費では、住宅確保、就労支援員賃金や地域福祉計画策定委託料、災害時要支援者情報データベース化及び意識調査委託料など、また児童福祉費では、子供医療費助成に3億4,250万円、通院は小学校6年生までで、子育ての経済的な軽減になり、大変喜ばれる事業であります。今後とも効果的な行政運

営になお一層の努力をお願いし、賛成という意見がありました。

採決の結果、当委員会に付託を受けました部分につきまして、賛成多数で原案のとおり可決されました。

議案第24号：平成22年度愛西市国民健康保険特別会計予算について、反対討論として、国保税の減税ではリストラ減税が行われるようになったが、会社都合による解雇のみで、自営業者など収入の大幅に減収した市民への対応が不十分です。また、医療費でも国保法で医療費の減免制度ができましたが、まだ利用がありません。国保税を払っていないから医者に行かない。医療費が払えないから医者に行かない。その結果、病気を悪くするという事態が起こらないように、国保税の減免制度の充実、医療費減免の利用努力を求めて反対という御意見がありました。

採決の結果、賛成多数で原案のとおり可決されました。

議案第25号：平成22年度愛西市老人保健特別会計予算について、質疑もなく、全員賛成で原案のとおり可決されました。

議案第26号：平成22年度愛西市後期高齢者医療特別会計予算について、反対討論として、愛知県後期高齢者医療広域連合議会の定例会が開かれ、4月から平均保険料が年間3,660円値上げされ、7万7,658円になりました。高齢者は少ない年金から税金や国保料、介護保険料を差し引かれる上、年々負担が重くなっている。制度そのものを廃止すべきだ。高齢者に新たな負担を求める予算については反対という御意見がありました。

採決の結果、賛成多数で原案のとおり可決されました。

議案第27号：平成22年度愛西市介護保険特別会計予算について、認知症のグループホームにおける火災に対する施設整備はどのようになっているのかの質問では、グループホームは市内に2ヵ所あり、スプリンクラー設置を来年度国の補助を受けて設置していく予定であるという答弁でした。

反対討論として、介護保険、医療、障害者制度など、社会保障制度が毎年改悪され、住民は介護や医療など、介護・看護しなければならない人を抱えてどうしてよいかわからないでいます。介護保険制度が本来必要とする重度の方のショートステイも、介護者の要望にこたえるように整備することは、介護保険の保険者である市の仕事でもあるはずですが、低所得者の減免を行い、宅老所、まちかどサロンなど、地域で支え合う事業への助成を実施して、愛西市に住んでよかったと言えるまちづくりをしていただきたいと要望して反対という御意見がありました。

採決の結果、賛成多数で原案のとおり可決されました。

また、賛成討論として、2010年度予算案で最大の問題である応益負担制度について、廃止までの暫定的な負担軽減策として約300億円の予算を約束しておきながら、決定したのは107億円にとどまっています。医療支援は軽減策の対象外とされ、食料・光熱水費の実費負担廃止、事業所報酬を月払い制に戻すことなどは手つかずのままです。障害者が安心して生活できるようにするため、この陳情を採択し、国へ意見書案を提出することを求め、賛成という御意見があ

りました。

採決の結果、賛成少数で不採択になりました。また、採択されました陳情につきましては、本日の本会議で採択されましたら意見書案を提出するということで、その案文を御協議いただき、準備させていただいておりますので、よろしく願いいたします。

以上、報告を終わります。

**○議長（加賀 博君）**

それでは、委員長報告に対する質疑があればどうぞ。

〔発言する者なし〕

質疑なしと認めます。

最後に経済建設委員長、報告をお願いいたします。

**○経済建設委員長（大島 功君）**

それでは、経済建設委員会の結果を報告いたします。

経済建設委員会は、3月17日午前10時から開催し、当委員会に付託されました案件を慎重に御審査いただきました結果、お手元に委員会審査報告書の写しを御配付していただいておりますように、議案第10号：海部南部水道企業団規約の変更については、賛成討論として、今回の改訂で副企業長が置かれたことは評価できる。ただ、任期が4年から2年になったことについては、4年の方がより確実に運営できるのではと考える。今後は、企業長、副企業長でしっかり協議し、運営に当たってほしいと期待するという御意見がありました。

採決の結果、全員賛成で原案のとおり可決されました。

議案第14号：市道路線の廃止について、議案第15号：市道路線の認定についての2議案は、質疑もなく、全員賛成で原案のとおり可決されました。

議案第16号：平成21年度愛西市一般会計補正予算（第7号）のうち、当委員会に付託を受けました部分につきましては、排水路改修工事の減額についての質問に対し、県の単独土地改良事業補助金を受けており、事業費確定に伴う補正との答弁でした。

採決の結果、当委員会に付託を受けました部分につきまして、全員賛成で原案のとおり可決されました。

議案第20号：平成21年度愛西市農業集落排水事業等特別会計補正予算（第4号）については、農業集落排水事業分担金で加入分担金515万7,000円の減額の理由についての質問に対し、当初予算において、立田・八開地区の新規加入者世帯28件を予算計上していたが、14件の新規加入世帯がなく14件分を減額するという答弁でした。

採決の結果、全員賛成で原案のとおり可決されました。

議案第21号：平成21年度愛西市公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）については、質疑もなく、全員賛成で原案のとおり可決されました。

議案第22号：平成22年度愛西市一般会計予算のうち、当委員会に付託を受けました部分につきましては、特定農業用管水路等特別対策事業を手がけている場所と、22年度の対象施行地区はの質問に対し、事業は、本部田南地区が平成21年度から26年度の予定で進めている。日置1

地区が22年度から法手続に入るという答弁でした。

反対討論として、幹線道路の道路橋梁費の部分で、斎場周辺道路は大変無駄な道路であり、水路のわきに道路整備がされている箇所も今回市道認定され、水路の横に6メートルに及ぶ道路に舗装されることは問題があるので反対という御意見がありました。

賛成討論として、総額218億1,600万円、対前年比115.4%という積極的な予算です。本市が計画していた大型プロジェクト事業が実施の段階に入ってきます。当委員会所管であります勝幡駅周辺整備事業もその一つです。国の政権交代により、補助金等に先行きが不透明であるが、ぜひともなし遂げていかなければならない。合併特例債を有効活用することにより、財政調整基金の取り崩しを前年並みの約11億円に抑えるなど、持続可能な財政運営を図った予算であり賛成という御意見がありました。

採決の結果、当委員会に付託を受けました部分につきまして、賛成多数で原案のとおり可決されました。

議案第28号：平成22年度愛西市農業集落排水事業等特別会計予算については、立田地区は全地区にできたので、統一した料金にいつするのかの質問に対し、立田地区においては、9地区完成しました。今後、料金の統一に向け推進協議会等に諮り、24年度より統一料金にしたいという答弁がありました。

採決の結果、全員賛成で原案のとおり可決されました。

議案第29号：平成22年度愛西市公共下水道事業特別会計予算については、来年以降、新たな地区も計画されているが、説明会はこの質問に対し、対象者の方には一定の地域ごとに集まっていただき、説明会を行っていくという答弁がありました。

反対討論として、公共下水道事業は長期にわたる事業でありながら、シミュレーションが行われていないことに問題がある。国も方針転換し、補助金から交付金に変わり、国の方針が定まらない中、この計画を今強引に進めるべきでない。現実合った数値を検証して進めるべきであり、この予算に対して反対という御意見がありました。

採決の結果、賛成多数で原案のとおり可決されました。

議案第30号：平成22年度愛西市水道事業会計予算については、料金統一の考えについての質問に対し、佐織地区が現在78%、八開が100%の県水受水率であります。それを100%にすると当然受水費も高くなり、水道料金も値上げとなってきます。具体的にいつからとは言えないという答弁がありました。

反対討論として、水道料金は、市長は、まず佐織地区の給水を県水100%にし、その後に八開・佐織地区の料金の統一を図る旨の答弁をされたが、合併協議では、5年を目標に調整、新市において、料金格差の調整を段階的に実施とされており、料金を見直しは必要である。料金統一を待たなくても、八開地区の使用料区分を見直し、高齢者世帯など使用量の少ない市民に対する負担の軽減を図ることはできる。また、佐織地区の住民に負担がかからないような計画をもとに、統一に向けた計画を、市民の意見を聞き、今後の水道利用のあり方、料金について考えていかなければならないので反対という御意見がありました。

採決の結果、賛成多数で原案のとおり可決されました。

以上、報告を終わります。

○議長（加賀 博君）

それでは、委員長報告に対する質疑があればどうぞ。

15番・小沢照子議員。

○15番（小沢照子君）

もとに戻って大変恐縮でございますが、先ほどの文教福祉委員会の報告で、陳情第1号と2号の報告が少し……。もう一度お願いいたします。

○文教福祉委員長（大宮吉満君）

今の質問に対して、文教福祉委員長の報告漏れがございました。まことに申しわけございませんでした。陳情の部分から再度報告させていただきます。

陳情第1号：民間保育所運営費の一般財源化に関する国への意見書採択についての陳情については、賛成討論として、民間保育所運営費が一般財源化されれば、自治体によって保育の質に格差が生まれることとなります。現在のような国基準での最低基準や保育単価などの考え方が消滅し、これらがすべて自治体の裁量に任されることになるわけでありますので、地域格差は当然大きなものが予想されます。国が責任を持って保育を支える必要があります。民間保育所運営費の一般財源化に反対し、意見書提出に賛成という御意見がありました。

採決の結果、全員賛成で採択されました。

陳情第2号：障害者自立支援法の「応益負担」「日額払い方式」に関する国への意見書採択についての陳情については、反対討論として、22年4月から非課税世帯の障害福祉サービスや補装具の利用者負担を無料とし、課税世帯に対する軽減措置も継続され、実質的に応益負担と考えていいと思います。また、日額払い方式は、事業所への報酬の減少に対する激変緩和措置が講じられている。また、単価改正により報酬も引き上げられ、報酬を保障する従前額保障も始まりますので、この内容の意見書を提出する必要性は低いと考え、この陳情に反対という御意見がありました。

また、賛成討論として、2010年度予算案で最大の問題点である応益負担制度について、廃止までの暫定的な負担軽減策として約300億円の予算を約束しておきながら、決定したのは107億円にとどまっています。医療費支援は軽減策の対象外とされ、食料・光熱水費の実費負担廃止、事業所報酬を月払い制に戻すことなどは手つかずのままです。障害者が安心して生活できるようにするため、この陳情を採択し、国へ意見書を提出することを求め賛成という御意見がありました。

採決の結果、賛成少数で不採択になりました。

また、採択されました陳情につきましては、本日の本会議で採択されましたら意見書案を提出するというので、その案文を御協議いただき、準備させていただいておりますので、よろしくお願いいたします。

以上、報告を終わります。どうも御無礼しました。

○議長（加賀 博君）

文教福祉委員長のところで質疑してくださいね。

以上をもちまして、常任委員長報告を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第2・議案第31号（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（加賀 博君）

次に、日程第2・議案第31号：愛西市総合斎苑建設工事契約の締結についてを議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

○市民生活部長（加藤久夫君）

それでは、議案第31号について御説明をさせていただきます。

愛西市総合斎苑建設工事契約の締結について。

下記のとおり愛西市総合斎苑建設工事の契約を締結したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号及び愛西市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成17年愛西市条例第49号）第2条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。本日の提出、市長名。

記といたしまして、契約の目的、愛西市総合斎苑建設工事。契約の方法、一般競争入札。契約金額、金12億2,130万4,350円。契約の相手方、名古屋市中区錦二丁目19番1号、鴻池組・桐美建設・渡辺工務店建設工事共同企業体。契約の工期、契約の日から平成23年5月31日まで。提案の理由でございますが、愛西市総合斎苑建設工事契約のため必要があるということでございます。よろしくお願いいたします。

○議長（加賀 博君）

次に、議案第31号について質疑を行います。

質疑のある方はどうぞ。

22番・永井千年議員。

○22番（永井千年君）

この契約議案の内容については、特に不自然な最低制限価格での落札ということで新聞報道もされて、市民の大変強い関心が広がっています。私のところにもファクスや電話、他の共産党の議員の中にもファクスや電話がかかってきておりますし、この3日間の連休中もたくさんの人からそういう声が寄せられております。1,000円単位までぴったり最低制限価格と額が合うのはおかしいと。情報漏えいが疑われても仕方がないという市民の声は、至極全うな意見だろうと思うんですが、市長は先ほどの議会運営委員会でも、こういうこともあるのかなという感想を漏らしてみえましたが、それはちょっと市民の感覚と違うと思うんです。まず、この問題にだれがかかわったのか、当然市長もかかわってみえますし、それから設計価格の積算にかかわった職員、業者、そして入札参加の業者に対して調査を行って、調査結果を市民に説明する責任があるというふうに思います。ですから、そういう調査が先行されるべきで、そ

の調査結果と説明がされるまでは、本議案については議決すべきでない、凍結をしていくべきだというふうに思います。それで、そういうふうな談合情報などについては公正入札審査会などが開かれるわけでありますが、今回の落札についてもそれに匹敵する問題だというふうに思いますので、私はやはりそうした公式な会議を開いて調査をすべきだというふうに思いますが、まずその点、1点いかがでしょうか。

それから、基本計画の概算工事費、これは炉を除く金額が税抜きで16億9,870万円、今回の予定価格が16億6,163万8,000円と。この概算工事費の差額は3,760万2,000円、パーセントにして2.1%差がありますが、まず予定価格を決定するに際して、設計価格に対して、いわゆる歩切りがあったのかどうか、その点説明をいただきたいというふうに思います。

それから、予定価格を知って、そしてその設計価格を知って、そして歩切りのパーセントも知っているか、あるいは歩切り後の予定価格を知っているのか、そういう疑いが極めて強い事例だというふうに思いますが、そのようなふうに考えられていないかどうか、まず基本的な説明をお願いしたいというふうに思います。

○市長（八木忠男君）

おはようございます。

最初に、私の方からお答えをさせていただきます。

入札執行、今までもそうでありますが、通常時と何ら変わる内容ではございません。いつもの通常の入札執行をさせていただいたわけでありまして、先ほどお話がありましたように、結果を見ますと、こうした結果もあるんだということは、事実、私が感じたところでありますので、よろしく願いをいたします。

○副市長（山田信行君）

それでは、私の方から若干あとのお答えをさせていただきます。

まず、歩切りがあったかどうかという関係でございますけれども、12日の入札当日の朝にそういういった予定価格の設定の場で歩切りはございました。また、そういういった予定価格だとか最低制限価格を知っていたかどうかというものは、その場に立ち会っておった者、合計9人は承知をしておったものと思っています。

○22番（永井千年君）

質問に対して答えていただけていないんですけれども、今回の場合は、談合というよりも情報漏えいの問題ですので、その情報漏えいがあったかどうか。先ほど副市長から9人の関係者が知り得る立場にあったというふうにおっしゃっていますが、それ以外にも設計段階でかかわった方、あるいはその設計にかかわる業者などがありますし、直接情報漏えいがあったとしたら、それを受ける側の、今回の入札に参加した業者もありますし、それらを具体的に一人ひとりやはり調査を行っていく必要があるというふうに思いますが、その答弁をいただけていないので、はっきりさせていただけるでしょうか。

○副市長（山田信行君）

まず、設計にかかわる関係につきましては、設計金額については業者を委託しておりますの

で、そちらの方で精密な設計金額が立てられております。

なお、私ども、こういったうわさが流れましたことを踏まえまして、去る3月18日でございますけれども、関係しておった職員7人につきましては、私の方から聞き取りをさせていただきました。その聞き取りの結果、特別問題になるような行動とか行為、そういったものは確認ができませんでした。以上でございます。

○22番（永井千年君）

今、副市長から、関係者に聞いたけれども何の問題もないと。市長は、こんなこともあるのかなという、僕はその事例を挙げていただきたいと思うんですけど、この16億規模の工事において1,000円単位まで最低制限価格、あるいは予定価格にぴったり合うという事例を僕は知らないんです。なぜ市長がそのようなことが断言できるのか、こんなこともあるのかなというふうに思ったという、その思いの根拠になっているのはどんなことなんでしょうか。これは説明いただきたいと思います。

今、副市長から既に聞いたので、それは非公式な調査なのか、正式な委員会等、審査会等を立ち上げて結論を出したもののなのか。今聞くところによると多分非公式で、正式な公正入札審査会などを開いていないというふうに思いますが、その辺はいかがでしょうか。それを市長と副市長に答弁を求めたいというふうに思います。

それから、予定価格との差額が3割、5億2,341万5,550円あるわけですが、そのまま見るところ、こうした焼却施設のJVで3社の中の2社については、地元に近い、あるいは地元業者についてはこうした経験がない業者だというふうに思いますが、このことによってきちんとした工事が行われるかどうかの不安という問題については、全く市長も副市長もお持ちでないでしょうか。御答弁いただきたいというふうに思います。

○市長（八木忠男君）

こうした思いがという御質問であります。この結果を見まして、副市長と話をして、こうした事例はということを知りました。そうしたら、何か全国的には他の自治体でもあり得たというような報告を受けましたので、そうしたお答えをしたわけでありまして。そして、当然、入札結果を踏まえて、この契約書にもありますように、事業者は当然きちんとした内容でもってこの工事を完成していただくべくと思っております。

○副市長（山田信行君）

私の聞き取った関係が公式なものかどうかというお尋ねでございますけれども、私どもはきちんとした公式なものだと思っております。今回この聞き取りを行うに当たりましては、私が指名審査会の会長でございますけれども、副会長の意見も聞いて、私から談合情報があった場合の聞き取りに準じた質問項目でやらせていただいたわけですが、そのときには関係のない部長にも立ち合わせて聞き取りをやってきたものでございますので、準公式なものというふうに考えております。

また、こういった工事に対する不安を述べておられましたが、やはりこういった最低制限価格での落札であったということからすれば、当然工事の品質といったものについては、これか

ら現場監督など委託業者も含めまして、きちんと私どもも管理をしていかねばならないと、そのように考えております。

○22番（永井千年君）

あといいですか、一つだけ。

○議長（加賀 博君）

答弁漏れですか。

もう2回終わりましたが。

○22番（永井千年君）

いや、答弁漏れで。

公式な調査かどうか、要するに指名審査会の会長であります、公正入札審査会については開かれたかどうかということの意味で私は聞いているものですから、そこをちょっと答弁をきちっとしていただきたいと思います。

○副市長（山田信行君）

その関係については、開催はいたしておりません。私と正・副会長で決断し、こういった聞き取りを行ってまいりました。

○議長（加賀 博君）

他にございませんか。

6番・吉川三津子議員。

○6番（吉川三津子君）

先ほどからいろいろ永井議員の方からも質問が出ておりますが、私のブログにもそういった疑いの声を書き込まれ、3月17日に副市長にその旨、御報告をさせていただきました。そういったときには、市の方は、適切にやっているから問題がないということをおっしゃったわけですが、3月18日にこの7名の方に具体的にどのような聞き取りをされたのか、その内容についてお伺いをしたいと思います。

それから、私はこの間、何度もこの談合の問題を議会で取り上げてきているわけですが、この地域の問題としては、地域の業者が請け負うものについて、97%を超すようなかなり高い落札率になってきており、旧佐織町の工事は佐織地区の業者が落札する、佐屋は佐屋といったような傾向がずうっと見られてきているわけなんですけれども、こういった不自然な落札があったときに、どのような対処をすべきかというルールはどうなっているのか、その点についてお聞きをしたいと思います。

それから、あとこういった談合につきましても、設計業者と工事をする業者の癒着という問題があるんですね。こういった設計を委託したところと工事をするところと、連携がとれているといたらおかしいですけれども、そういった事例でこういった金額が漏れていくという事件がたくさんあるわけなんです、この設計業者と今回の落札した業者の関係については調べられたのか、それについてもお聞きしたいと思います。

それから、中日新聞の方では、事前に予定価格等を公表すべきではないかというようなオン

ブズマンの方のコメントが出てきているわけですが、それについて市の考え方、今回公表せずに一般競争入札をされたわけですから、この方針と決められた理由についてもお聞きしたいと思います。以上です。

○副市長（山田信行君）

まず、聞き取りのときの具体的な内容ということでございますけれども、私の方から5項目にわたって質問をしております。例えば最初の質問項目であれば、本件の入札に先立ち、最低制限価格の情報が漏えいしていたとの情報がありますが、どう思いますかというようなことから始まりまして、最終的には3月12日、これは入札当日ですが、予定価格の設定後から入札時間までの間に設計業者または共同企業体関係者等、打ち合わせなどをしたことはありますかという、そういった関係に至るまで5項目の質問をしてみました。その質問をしてきた結果、7人についてはいずれも不審と思われるようなことは確認できませんでした。

次に、談合防止の関係で不自然なことが生じた場合にどう対応するかという関係でございますが、そういったことがあった場合には、私ども指名審査会で協議をしてペナルティーを科すとか、そういう関係を含めまして対応をしているところでございます。

そして3点目の、今回設計業者と工事業者との癒着があったのではないか、情報漏えいがあったのではなかろうかということがございますが、私ども、設計業者を確認いたしましたところ、工事業者と企業体関係者との接触はなかった、そういうことを確認いたしております。

なお、今回の事例を踏まえまして、私ども、既にこれまで談合防止だとか、そういうようなことから入札の改善策を指摘を受けておりましたので、この4月から既に見直しとしておったことが3点ございます。まず、現在、工事内訳書の計算書の添付を指示しておるのは建設課と下水道課の業務についてのみ指定をしておりましたが、これを今後につきましてはすべての工事について提出をさせる、そういうことに見直しをしております。また、二つ目には指名停止措置の強化ということで、指名停止の期間を延長いたします。これまでは最大12ヵ月であったものを、4月からは最大24ヵ月までの指名停止処分をするということに規定を見直しいたしております。3点目に、一般競争入札の下限額の改正でございますけれども、これも通常は今まで土木工事であれば2億円以上のもの、また建築工事であれば3億円以上というものでございましたが、今後につきましてはすべて1億円以上のものにつきましては一般競争入札にしていく、そういった改正点を既に考えておりました。しかし、今回のこういった事例もありませんので、今後につきましては、予定価格と最低制限価格の事前公表、こういったものを一定の金額以上のものについて施行していこうと、そういうふうを考えているところでございます。以上でございます。

○6番（吉川三津子君）

私は今の答弁を聞いて、4月からこういったことをしていくんだといったような答弁だと思うんですが、これほど大きな金額の一般競争入札をするに当たって、やはり大変準備不足ではないかということを感じているわけですね。やっぱり工事の計画の明細、そういったものを示すことによって、随分いろんな自治体で談合が防止されているという現状がある

わけなんですけれども、その辺の大きな入札を行うに当たって、余りにもそういった談合に対しての甘さを感じざるを得ないような、私は気持ちでいるわけなんです、私としては今ここでこの契約を認めるわけにはいかず、3月17日にそういった情報が私に届いてからまだ日も浅く、さらに十分な調査を私はすべきだろうというふうに思っているわけなんですけれども、この一般競争入札をするに当たって談合防止の議論がどこまでされたのか、そこが大きな問題だと思っておりますが、事前にどういった議論がされたのか。それから、この問題について私はさらに調査をすべきだと思っておりますが、その点について市の考えをお伺いしたいと思います。

○副市長（山田信行君）

談合への甘さがあるのではなかろうかというような御指摘でございますけれども、私ども、きちんと手順を踏まえてやってきておりまして、今回の指名競争入札はいけないから、こういった事前審査型の一般競争入札、制限つきではございますが、やってまいりました。それをやってきても、なおかつそういった疑いが持たれるということは、どこまでも際限なくきちんとやっていかないかんなどという認識は深めておりますけれども、これまでやってきた関係、共同企業体を組むに当たっての条件設定、そういったものについても何ら問題はなかったと思っております。そういうことから、もしさらに問題点があるのであれば、そういう問題点を指名審査会などできちんと詰めていきたい、そのように考えております。

今回の入札を迎えるに当たって準備が不十分ではないかと、そういうことも御指摘がありましたが、私どもはそんなふうには思っておりませんで、所定の規定とか規則、そういったものに従いましてきちんと準備を進めてきた、そのように確信をいたしております。

○6番（吉川三津子君）

答弁漏れです。

○議長（加賀 博君）

答弁漏れありますか。

○6番（吉川三津子君）

はい。今後のこれについての調査をまだ私はしっかりとすべきだと思いますが、その点について市のお考えを聞くということで、答弁漏れですのでお願いします。

○副市長（山田信行君）

今後の調査につきましては、これまでの聞き取り調査などで私どもは確認できたものと考えております。

○議長（加賀 博君）

他にございませんか。

5番・日永貴章議員。

○5番（日永貴章君）

議案第31号につきまして質疑させていただきます。

先ほど若干質問がありましたが、入札は通常の入札執行どおり行われたというふうに市長からの答弁がありましたが、なかなかどういうふうに執行されているのかがわかりにくい部分も

ありますし、市民の方々は新聞記事とかを見ただけで判断をされる部分が多いので、ちょっと質問させていただきます。

入札の予定価格の設定、また最低制限価格の設定、入札実施までのプロセスを第1点、お聞きいたします。

次に、今回入札に参加されました3JVのそれぞれの入札価格を2点目にお聞きします。

三つ目に、入札参加業者はどのように自社の入札価格を決定しているのか市として分析したことがあるのかどうか、3点目にお聞きします。

4点目に、今回の入札結果を市としてどのように評価・分析されているのかお聞きします。

最後に、新聞記事に落札JVとは別の建設会社の方のコメントが載っているわけですが、こういう事実は市に届いているのか。また、届いていなければ、新聞社の記事で出ていますので、新聞社の方にどういうふうになっているのか問い合わせをされたのか、事実関係を把握しているのか、最後にお聞きします。

○副市長（山田信行君）

それでは、順を追ってお答えをさせていただきます。

まず、入札実施までのプロセスの関係でございますけれども、予定価格の設定などは、原則、入札当日の朝言うことで設定をしております。なお、その設定をするに当たりましては、やはり使用材料等の調達価格をどのように設計の中で見ておるか、そういったものだとか、最近の経済動向、そういったものを踏まえて予定価格を設定いたします。予定価格を設定いたしますと、自動的に最低制限価格が設定になります。予定価格の7割が最低制限価格ということで設定がなされます。そういったものを踏まえまして、当日、その後入札に臨むわけですが、予定価格の設定から入札までの時間というものは、短ければ本当に10分ぐらいから1時間までぐらいの間で入札の執行に至るわけでございます。また、入札の会場というのは基本的には本庁舎の会議室でやっておりますが、庁舎内の会議室でない場合は、立田庁舎などの出先の庁舎で入札を行う場合もございます。そういった状況でございます。

二つ目に、入札に参加した3JVの入札価格は幾らになっているかということですが、その関係、入札書には税抜き金額を書くことになっておりますので、その金額を申し上げます。

まず、鴻池組・桐美建設・渡辺工務店建設共同企業体については、11億6,314万7,000円ということですが、二つ目に、浅沼組・大藤建設・加東建設建設工事共同企業体の関係は、11億6,320万円、そして奥村・サシヨシ・ミタニ特定建設工事共同企業体は、12億3,880万円、そういった結果になっております。

3点目の質問で、入札参加業者が入札額をどのように出しておるのか、その分析をしたことはあるかということですが、直接的な分析はいたしておりませんが、それぞれが積算ソフトなどを用いて精密な積算をしているんだなあと、そういう認識は持っております。

そして、今回の入札結果を市としてどのように評価・分析しているかというふうなお尋ねでございますけれども、先ほども申し上げましたように、最近では業界の間で積算ソフトというふうなものが普及しておりますし、また相当そういったものから細かい積算がなされており、業

者の熱の入れようが落札価格にも反映しているものと思いますが、特に今景気が低迷しておるという状況からも、仕事がぜひ欲しい、そういった意気込みなどもあらわれているものではないかと思っております。ただ、私ども、先ほども申し上げましたように、こういった最低制限価格での落札であったということからすれば、やはり工事品質の悪化、そういったものにつながらないように、きちんと設計どおりのものが完成されるように、今後現場管理をきちんとしていかなければならないと考えているところでございます。

そして最後に、新聞記事のコメントの関係でございしますが、私ども入札に至るまでにはいろんなJVからそれぞれ事細かな質問書をいただいております。そういった質問に基づいて今回の入札額が積算をされていると思っておりますが、このJVのコメントとして、使う資材の数量をまとめた書類などが市から提供されていない、こういったものが全くあり得ないことで、数量が提出されていなければどういう積算をするんかということになりますので、この辺については全く私どもは事実と反するものではないかと思っております。要は、今回こういったことについて、積算に当たって、三つの共同企業体から積算しづらいといった問い合わせとか質問は一切ございませんでした。以上でございます。

○5番（日永貴章君）

御答弁ありがとうございます。

やはり入札制度自体、入札をどうやってやっているのかということは、なかなか市民の方にもわかりにくいですし、新聞記事を見るだけでは明らかにおかしいとだれでも思うと思っておりますので、やはりそういう面、プロセスというのもすごく大事だと思いますので、市の方から、こういう新聞記事だけで市民の方を不安にするということは大変問題でありますし、市の行政運営でも大変支障があると思っておりますので、今副市長の答弁がありました。コメントが違っている場合は、やはり出した新聞各社に違うことは違うということで、どういう根拠があって書くのかということもやはり聞いていただかないと、ちょっと曲がった、また違う情報が市民に流れてしまうので、十分注意していただきたいと思っております。

そして、先ほど何回もお話がありましたが、価格の情報漏えいはなかったと市は考えているということによろしいのか1点。

また、今回のこの中日新聞の報道について、先ほど市長はコメントについてはおっしゃられました。全体としてどのように考えているのかをお聞きして、質問を終わります。

○副市長（山田信行君）

私ども、情報の漏えいはなかった、そのように確信をいたしております。以上でございます。

○5番（日永貴章君）

今回の中日新聞の報道について、市として何もない、抗議も含めてどのように今後対応していくのか。また、この全体の感想というよりは、このコメントを見てどのように考えられているのか、最後にお聞きいたします。

○副市長（山田信行君）

新聞記事の関係につきましては、こういった私どもの思いと違うところが記載をされてお

ましたので、そういった関係については新聞社に申し入れをしていきたいと、そういうふう
考えております。

○議長（加賀 博君）

他にございませんか。

29番・太田芳郎議員。

○29番（太田芳郎君）

本来、こういう大きな入札には、合併以前の旧佐織町におきましては、入札の経緯につま
まの資料として出していただいていたんですが、最初のこの書類だけでは、正直申し上げ
まして、我々この建築関係、あるいはこういった問題についてはプロでございませんので、果
たして本当に妥当な数字かどうかということは実は判断に苦しむわけでありまして。したがっ
て、できるだけ資料は出していただきたいと、このように思うわけです。

それで、先ほど3企業体の金額がわかりましたが、例えばそれが何回目で落札したのか。普
通は1回、2回、3回とかやりますね。それで、3回やって成立しなかった場合には、もう一
度白紙に戻してもう一遍やり直すと、たしかそんなふうにならなうと思わうんですけれど、
まずそういった資料を出していただけるかどうかということと、何回目の落札で落札したんで
すか。入札が決まったんですか。その辺をちょっとお聞きしたいと思います。

○副市長（山田信行君）

こういった議案に添付する資料の関係につきましては、私ども、一度指名審査会などで検討
させていただいて、不十分であればもう少し適切な資料を添付させていただこうと、そのよう
に考えております。

また、落札の回数ですけれども、これは最初、1回の入札で落札をいたしております。

○29番（太田芳郎君）

今の話ですと検討するという話ですけど、合併前の旧佐織町におきましては、こういう大き
なものにつきましてはすべて、例えば今回3業者でしたよね。ですから、その企業体のどうい
う経過でいったという資料を出しておっていただいたとあるんですよ。だから、そのぐらいの
ことは僕は出すべきだと思わうんですが、いかがですか。

○副市長（山田信行君）

御意見のあったことを踏まえまして、見直しをさせていただきたいと思わいます。

○29番（太田芳郎君）

ですから、そういう資料は出ないんですかと言っておる。出していただけませんかというこ
と。

○議長（加賀 博君）

ここで、ちょっと暫時休憩といたします。

午前11時07分 休憩

午前11時18分 再開

○議長（加賀 博君）

休憩を解きまして、会議を再開いたします。

○29番（太田芳郎君）

今、書類をいただきました。ちょっと私の言い方が悪かったかもしれませんが、副市長に僕の言った意味が通じなかったので申しわけなかったんですけど、要するに、私が申し上げたかったのはこの書類なんです。だから、これを出していただいて、そして我々は判断すると、こういうことですので、ありがとうございます。

○議長（加賀 博君）

他に質疑ございませんか。

25番・加藤敏彦議員。

○25番（加藤敏彦君）

2点ほどお尋ねをいたします。

ここには予定価格が示されておりますが、設計価格と予定価格の関係がわかりましたらお願いいたします。

あと、ここにはジョイントベンチャーの業者が出ておりますが、ここでは市内業者として4社あると思いますけれども、例えば市長とか議員は選挙でいろんな方の御支援を受けて選挙をやるわけですけれども、こういう業者との接触が市長としてあったのかどうかというのと、あと寄附ですね。献金と言われますが、そういうものもあるのかどうか、参考にお尋ねをしたいと思います。お願いします。

○市長（八木忠男君）

私は答えません。

○副市長（山田信行君）

そういった業者との接触はありません。また先ほど設計金額をという御指摘でございますが、設計金額は非公開でございますので、残念ながらここで申し述べることはできません。また、献金などもそういった業者からいただいておりませんので、よろしくお願いします。

○議長（加賀 博君）

よろしいですか。他にございませんか。

〔発言する者なし〕

質疑もないようですので、これにて質疑を終結いたします。

議案第31号につきましては、本日が本定例会の最終日でございますので、会議規則第36条第3項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって議案第31号につきましては、委員会への付託を省略することに決定いたしました。

次に議案第31号について討論を行います。

まず、反対討論の発言を許します。

御意見のある方はどうぞ。

6番・吉川三津子議員。

○6番（吉川三津子君）

先ほどから談合の問題でいろいろ意見が出ておりますけれども、私はこの工事契約の締結につきまして、今市民の方がこの総合斎苑絡みで裁判の最中でございます。そういった裁判の様子などをお聞きしておりますと、用地取得の段階で2万平米を超えた用地を取得する予定があった、そういったことで、いかに2万平米以下にするのか。それとも、2万平米以上でも、農業振興地域整備計画の見直しをせずして2万平米以上の用地として進めていくにはどうしたらいいのか、そういったやりとりが県とされていたというような今の裁判の状況かと思っております。まだ判決が確定しない中、先日の一般質問の中では、副市長の方から、弁護士が進めていいと言っているから進めるんだというようなお話もありましたが、道義的に考えて、やはりそういった事実が出てきている以上、これを進めるべきではないというふうに考えております。また、さらにこの談合問題につきましても、市の方は新聞に載ったからこういった調査を始められたんだろうと思いますが、調査不十分であり、やはりこれだけ大きな金額でございますので、私はさらに調査をすべきということで、反対といたします。

○議長（加賀 博君）

他に反対討論ございませんか。

22番・永井千年議員。

○22番（永井千年君）

反対討論です。

総合斎苑の建設につきましては、今まで日本共産党議員団としてのさまざまな提案、そして市民からも請願や陳情が何度も出されてきている問題であります。私たち日本共産党議員団は、第1に直近住民の同意が得られていないので、建設場所は白紙に戻して再検討すべきであると。第2に、セレモニーホールの建設は、日本共産党のアンケートでも、08年度では「セレモニーホールは中止して火葬施設だけでよい」が67%、09年度では「セレモニーホールの建設はやめるべき」43%、「場所も含めて抜本的に計画を見直す」34%と、このまま建設を進めることに77%が反対をしてみえます。このように多くの市民がこのまま建設することに反対しているのが第2の理由であります。

第3には、施設の規模が、100人、150人のセレモニーホール、206台の駐車場、そして4基の炉、1基の増設スペースも課題であるなどを理由として、建設計画の抜本的見直しを強く求めてまいりました。また、周辺道路の先行的な建設にも強く反対してまいりました。しかし、市は市民の声に耳をかさずに、建設計画推進を強行して今日に至っています。その立場から、まず本契約を認めることはできません。その上、今回最低制限価格と同額の落札という、だれが聞いても疑問を持たざるを得ない事態が発生しました。きょうの質疑でもまだまだ真相は明らかになっていないというふうに思います。正式に真相解明のための公正入札審査会を改めて開き、調査を行うべきである、このことを強く要求します。こうした調査がきちんとするまで本契約は行うべきではないというふうに思いますので、以上の理由で強く反対をいたします。

○議長（加賀 博君）

他に反対討論ございませんか。

〔発言する者なし〕

なければ、次に賛成討論の発言を許します。

御意見のある方、どうぞ。

〔発言する者なし〕

賛成討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

次に、議案第31号を採決いたします。

議案第31号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数であります。よって、議案第31号は原案のとおり可決決定いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第3・議案第32号（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（加賀 博君）

次に、日程第3・議案第32号：愛西市総合斎苑火葬炉設置工事契約の締結についてを議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

○市民生活部長（加藤久夫君）

それでは議案第32号について御説明をさせていただきます。

愛西市総合斎苑火葬炉設置工事契約の締結について。

下記のとおり愛西市総合斎苑火葬炉設置工事の契約を締結したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号及び愛西市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成17年愛西市条例第49号）第2条の規定により、議会の議決を求める。本日の提出、市長名でございます。

記といたしまして、契約の目的、愛西市総合斎苑火葬炉設置工事。契約の方法、随意契約。契約金額、2億4,360万円。契約の相手方、富山県富山市奥田新町12番3号、株式会社 宮本工業所。契約の工期、契約の日から平成23年5月31日まで。提案理由でございますが、愛西市総合斎苑火葬炉設置工事契約のため必要があるからでございます。よろしく願いいたします。

○議長（加賀 博君）

次に、議案第32号について質疑を行います。

質疑のある方はどうぞ。

22番・永井千年議員。

○22番（永井千年君）

それでは質問いたします。

まず、この火葬炉につきましては、基本計画の概算工事費で1億7,600万、消費税込みだと

1億8,480万ですね。それが今回随意契約で2億4,360万と、基本計画の概算工事費とは5,880万円差額があります。パーセントにして31.7%という数字になっていますが、改めてこの随意契約に至った経過も含めて、なぜこのように概算工事費よりも金額が膨らんだのか、説明をしていただきたいと思います。

それから、株式会社 宮本工業所の事業実績、あるいは会社の規模などについて説明いただけるでしょうか。

まず以上2点、お願いします。

#### ○市民生活部長（加藤久夫君）

まず、基本計画から金額が違った関係でございますが、これにつきましては、まず大きく違ってきましたのが、火葬炉の予約システムの金額が、当初のシステム、電話予約とかそういうものを入れまして、自動的に火葬炉に連携する、そういうものが当初の基本設計では入ってございませんでしたので、そういう関係も今回入れさせていただきましたので、これだけの金額が違ってまいりました。

それから経過でございますが、これにつきましては庁舎内で選定委員会をやっていただきまして、実質、以前にもお話をさせていただきましたが、この火葬炉メーカー、今名古屋の地方に営業所等がある火葬炉のメーカーは2社しかございません。全国的にも3社しかございません、大きいところにつきましては。その中で2社を選びまして、ヒアリングを行いまして、その結果、10項目ほど提案をしていただきまして、その中から選定委員会の方で点数をつけていただきまして選んだ結果、宮本工業ということで今回選ばせていただいております。

宮本工業でございますが、まず今言いましたように、本社につきましては富山県の富山市、それから支店とか営業所におきましては、東京、大阪、札幌、東北、名古屋、広島、四国、九州というふうに支店がございます。資本金は5,000万、従業員につきましては240名ということで、技術者が181名、事務系が59名でございます。納入実績でございますが、全国で634カ所、平成10年から19年でも202カ所を納入している実績がございます。以上でございます。

#### ○22番（永井千年君）

今、火葬炉予約システムを入れたために大きく膨れ上がったと。3割、31.7%ふえたわけですが、このふえた分というのは、概算的に見て、火葬炉予約システムがそれだけかかるというふうに考えていいのかどうか。中身について説明をいただきたいと思います。

それから、実際に10項目を提案してもらって点数をつけて選んだ、その2社の差についてはどのような数字が出ているのか、説明をいただきたいというふうに思います。

それから、宮本工業所、納入実績634カ所ということでありますが、近年の納入場所、この周辺自治体を中心に説明していただけるでしょうか。

#### ○市民生活部長（加藤久夫君）

まず、予約システムの関係でございますが、ちょっと手元に細かい数字までは持っておりませんが、4,000万弱が予約システムに係る費用でございます。あとにつきましては、炉メーカーとの積算の関係で少し開きが出ております。

それから宮本工業の、この近辺でございますが、愛知県におきましては岡崎、それから西幡豆広域、蒲郡、刈谷、尾張東部、渥美、現在の田原でございますが、それから知多平和公園、豊田市、愛北広域、瀬戸市、知多中部広域、安城市、それから岐阜県におきましては19カ所、三重県におきましては15カ所が実績でございます。

それから採点の関係でございますが、10項目で採点をしていただきまして、審査員11人でございますが、宮本工業が952点、富士建設が868点という結果でございました。

**○議長（加賀 博君）**

他に質疑ございませんか。

6番・吉川三津子議員。

**○6番（吉川三津子君）**

いろいろ教えていただいたわけなんですけど、今、宮本工業所ともう1社の点数の差が出たんですけれども、どこがどういうふうにすぐれているのか、その点について詳細に教えていただきたいと思っております。

それから、予約システムについてですけれども、これを入れることによってどんなメリットが出るのか、それからこういったシステムをつけている事例、つけていない周辺の自治体の事例についても御説明をいただきたいと思っております。

それから選定委員会のメンバーについて、どういったメンバーで選定されたのか、お伺いいたします。

**○市民生活部長（加藤久夫君）**

まず、予約システムを入れたらということでございますが、これにつきましては、予約システムを入れることによりまして、夜でも葬儀業者から電話が入りますと、自動で予約ができます。それにもたれまして、炉とか、今回は特にセレモニーホールをつくっておりますので、そちらの方も予約ができます。それに伴いまして、通常の炉の案内看板とか、そういうものも全体的に行えるということで、電話で受けてやっていますと、やはりミスとかいろいろございます。夜中ですと、今ですと宿直の職員がそういうものを受けているわけですが、そういう連絡ミスとかもなくなりまして、きちっと葬儀がしていただけるという考えから、このシステムを入れさせていただきました。

近年の火葬場におきましては、視察に行ってくださいました関市も入っておりますし、近辺の火葬場におきましてはほとんどがそういうシステムを入れてやっておるということで採用をさせていただいておりますので、よろしく申し上げます。

それから選定の委員会でございますが、こちらの方につきましては、副市長が委員長でありまして、あと指名審査委員会の委員、それと今プロジェクトといいますか、この建設をするがための調整チームというのがございまして、その中から3名に出させていただいております。

**○副市長（山田信行君）**

私も審査委員の委員長でございますので、炉の特色について4点ほど申し上げたいと存じます。

まず一つは火葬炉の形式でございますが、この形式が向流燃焼方式、あわせてダイオキシン除去機構という設備がついておりまして、この関係では他社に比べてピカーというか、ずば抜けてダイオキシンの除去能力があるという点がすぐれておりました。二つ目に、燃焼方式ですけども、これがバーナーの方向変換式、向きが変わるというやり方ですけども、これによって体が均一全体に燃焼できると、そういった関係がございます。そして三つ目には、ランニングコスト。これは、灯油の使用料が相手方に比べまして相当節約できる、そういった機構になっております。そして4点目には、コンピューター制御によりまして全自動運転ができるという関係が、特に他社に比べてすぐれておりました。全般的にこちらの方がすぐれておりましたけれども、私があえて上げるならその4点だと考えております。

**○6番（吉川三津子君）**

もう1点ですけども、予約システムについてももう少し詳しくお伺いをしたいんですけども、葬儀社の方から予約が入って、それが自動的にインプットされるというような御説明かと思うんですけども、そうすると葬儀社の方にも何らかのソフトなり何なりをつけないといけないのか、そうであれば価格的にどういったものになるのか、お聞かせいただきたいと思いません。

**○市民生活部長（加藤久夫君）**

この予約につきましては、電話登録を葬儀社の方にさせていただきまして、登録された電話の方のみが予約ができるという方式でございますので、斎苑につけますコンピューターの方へ電話番号が入れるようになっておりますので、そこしか入れないと。それにつきましては、今後、葬儀業者等を集めまして説明会を行った上で、登録をしていただくかいただかないかを決めていきたいと思っております。

**○議長（加賀 博君）**

他に質疑ございませんか。

11番・真野和久議員。

**○11番（真野和久君）**

1点、質問します。

今回、先ほどの説明の中で、価格が上がった要因の一つとして、4,000万円分の予約システムを導入したということがありました。この予約システムの導入に関してですが、これを導入することについて、検討委員会等で報告があったかどうかについて確認をしたいと思いません。

**○市民生活部長（加藤久夫君）**

これにつきましては、委員会の方におきましては御説明をしております。

**○11番（真野和久君）**

今回、予約システムも含めた随意契約を行ったわけですが、やはりそうした点については、こういう形で予約システムをつけて行っていくんだということについて、特に運営の問題かもしれないけれども、やはり市の斎場の検討委員会とか、議会の斎苑の調査委員会に対して、事前にこうしたことで導入をしていくということの説明があるべきではなかったかと思うんで

すが、その点については、市長、どういうふうに考えますか。

○市長（八木忠男君）

こうした予約システムの内容につきましては、視察などでは見ておっていただいたかなど、そんなことは思うんでありますけれども、ただ御報告がしていなかったということは、今後慎重を期してまいりたいと思っております。

○議長（加賀 博君）

他に質疑ございませんか。

〔発言する者なし〕

ないようですので、これにて質疑を終結いたします。

議案第32号につきましては、本日が本定例会の最終日でございますので、会議規則第36条第3項の規定により、委員会への付託を省略したいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって議案第32号につきましては、委員会への付託を省略することに決定いたしました。

次に、議案第32号について討論を行います。

まず、反対討論の発言を許します。

御意見のある方はどうぞ。

22番・永井千年議員。

○22番（永井千年君）

随意契約ということで、2社、あるいは3社しかいないという寡占的な業界だからこそ、一層その中身についてはきちんとした報告がなされなければならなかったのに、今も二つの議会の委員会にも、市の委員会に対しても、一切そういう詳しい報告がなかったと。これは大変大きな問題だというふうに思います。実際に予約システムの4,000万だけではなくて、概算工事費にさらに予約システムを除いても膨れ上がっているわけでありますから、随意契約の場合は、そうしたことは多々起こってくるわけでありますので、今の説明だけではこの契約の妥当性について判断をしかねる部分があるというふうに思います。

今、質疑の中で、この業者の評価に対する点数制度がありましたが、それぞれの項目についてどう違うかについても、今正確なお話ではありませんでした。よって、その契約自体にも非常に疑問を持っていますし、31号と同じように、この総合斎苑建設計画自体の推進に反対でありますので、本契約についても反対といたします。

○議長（加賀 博君）

他に反対討論ございませんか。

〔発言する者なし〕

なければ、次に賛成討論の発言を許します。

御意見のある方はどうぞ。

〔発言する者なし〕

賛成討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

次に、議案第32号を採決いたします。

議案第32号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立多数であります。よって、議案第32号は原案のとおり可決決定いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第4・発議第1号（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（加賀 博君）

次に、日程第4・発議第1号：愛西市議会委員会条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

○議会運営委員長（太田芳郎君）

今回のこの議案発議は、提出者は議会運営委員長の、私、太田芳郎でございます。御説明を申し上げます。

愛西市議会委員会条例の一部改正についてでございます。

愛西市議会委員会条例、これは平成17年愛西市条例第150号の一部改正を愛西市議会会議規則第13条第2項の規定により提出するものであります。提案理由といたしまして、この案を提出するのは、愛西市議会議員の定数を定める条例により議員定数を24人とし、公布の日以後最初に行われる市議会の一般選挙から施行されることに伴い、改正する必要があるからでございます。

1枚はねていただきまして、愛西市条例第6号、愛西市議会委員会条例の一部を改正する条例。

愛西市議会委員会条例（平成17年愛西市条例第150号）の一部を次のように改正する。

第2条の表中「10人」を「8人」に改める。これは常任委員会の定数の問題でございます。

それから、第4条の第2項中「9人」を「10人以内」に改めるものであります。これは議会運営委員会の定数の問題でございます。

附則といたしまして、この条例は、平成22年5月1日から施行するものでございます。よろしく願いをいたします。

○議長（加賀 博君）

次に、発議第1号について質疑を行います。

質疑のある方はどうぞ。

[発言する者なし]

質疑なしと認めます。

発議第1号につきましては、本日が本定例会の最終日でございますので、会議規則第36条第3項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。発議第1号につきましては、委員会への付託を省略することに決定いたしました。

次に、発議第1号について討論を行います。

まず、反対討論の発言を許します。

御意見のある方はどうぞ。

〔発言する者なし〕

反対討論なしと認めます。

次に、賛成討論の発言を許します。

御意見のある方はどうぞ。

〔発言する者なし〕

賛成討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

次に、発議第1号を採決いたします。

発議第1号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。よって、発議第1号は原案のとおり可決決定といたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

## ◎日程第5・議案第2号（討論・採決）

### ○議長（加賀 博君）

次に、日程第5・議案第2号：愛西市職員の給与に関する条例及び愛西市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正についてを議題とし、討論を行います。

まず、反対討論の発言を許します。

御意見のある方はどうぞ。

〔発言する者なし〕

反対討論なしと認めます。

次に、賛成討論の発言を許します。

通告に従い、22番・永井千年議員、どうぞ。

### ○22番（永井千年君）

それでは、賛成討論を行います。

本会議、総務委員会の質疑でも、21年度も既に48件、31名の月60時間を超える時間外勤務の実態があること、そして月80時間という過労死ラインとも言われるラインをオーバーしている職員が28名もいることが明らかとなりました。こうした実態は解消を図っていかねばならないというふうに思います。職員体制を絶えず点検、見直しをしていかねばなりません。機械的な職員削減のやり方というのはここでやめていただいて、住民サービスを十分保障する職員の体制はいかにあるべきか、毎年検討をして、このような時間外勤務が発生しない職員体

制をつくっていただくことを強く求めて、この条例改正の賛成討論といたします。  
他に賛成討論ございませんか。

[発言する者なし]

なければ、これにて討論を終結いたします。  
次に、議案第2号を採決いたします。

議案第2号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立全員であります。よって、議案第2号は原案のとおり可決決定といたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第6・議案第3号（討論・採決）

○議長（加賀 博君）

次に、日程第6・議案第3号：愛西市火災予防条例の一部改正についてを議題とし、討論を行います。

まず、反対討論の発言を許します。
御意見のある方はどうぞ。

[発言する者なし]

反対討論なしと認めます。
次に、賛成討論の発言を許します。
御意見のある方はどうぞ。

[発言する者なし]

賛成討論なしと認めます。
これにて討論を終結いたします。
次に、議案第3号を採決いたします。
議案第3号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立全員であります。よって、議案第3号は原案のとおり可決決定といたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第7・議案第4号（討論・採決）

○議長（加賀 博君）

次に、日程第7・議案第4号：愛西市ちびっ子広場設置条例の一部改正についてを議題とし、討論を行います。

まず、反対討論の発言を許します。  
御意見のある方はどうぞ。

[発言する者なし]

反対討論なしと認めます。  
次に、賛成討論の発言を許します。

御意見のある方はどうぞ。

[発言する者なし]

賛成討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

次に、議案第4号を採決いたします。

議案第4号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立全員であります。よって、議案第4号は原案のとおり可決決定いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第8・議案第5号（討論・採決）

○議長（加賀 博君）

次に、日程第8・議案第5号：愛西市体育館の設置及び管理に関する条例等の一部改正についてを議題とし、討論を行います。

通告に従い、まず反対討論の発言を許します。

25番・加藤敏彦議員、どうぞ。

○25番（加藤敏彦君）

議案第5号について、反対の討論を行います。

この議案の審議の中で、指定管理のメリットとして、経費の節減、多様なサービス、施設の有効利用があると説明されましたが、一方、公共施設を使って民間業者が営利事業を行うという本質は変わりません。住民サービスが順調に行われているときはいいわけですが、事業者が利益を上げようとするれば、従業員の人件費を抑え、ワーキングプア問題が出てきます。施設利用も、事業者本位になれば住民利用が制限されます。事業者に経営的な問題が出たときに、そのリスクをだれが負うのか。公共サービスを民間事業者の営利事業として行うことは問題があります。本来市がサービスに直接責任を負い、住民サービスの向上のためにノウハウを積み上げていくことが住民の利益につながることであり、住民が安心して利用できることだと考えます。よって、議案第5号に反対をいたします。

○議長（加賀 博君）

他に反対討論ございませんか。

[発言する者なし]

なければ、次に賛成討論の発言を許します。

御意見のある方はどうぞ。

[発言する者なし]

賛成討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

次に、議案第5号を採決いたします。

議案第5号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立多数であります。よって、議案第5号は原案のとおり可決決定いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第9・議案第10号（討論・採決）

○議長（加賀 博君）

次に、日程第9・議案第10号：海部南部水道企業団規約の変更についてを議題とし、討論を行います。

まず、反対討論の発言を許します。

御意見のある方はどうぞ。

[発言する者なし]

反対討論なしと認めます。

次に、賛成討論の発言を許します。

通告に従い、11番・真野和久議員、どうぞ。

○11番（真野和久君）

それでは、議案第10号：海部南部水道企業団規約の変更について賛成討論を行います。

今回の改正で、企業長以外の市村長が、これまでの一般議員から企業長へと変更になりました。この改悪については、市長が目指されていた改革として評価はできると思います。ただ、今回の改正で任期が4年から2年になったことについては、やはり我々としては4年の方がより確実に運営をできるというふうに考えています。今回の改定によって、企業長、副企業長の体制になったわけではありますが、そこでしっかりと今後の海部南部水道企業団の運営を協議し、また運営に対する監視に当たってほしいというふうに期待いたします。

現在の海部南部水道は、南濃にかかわる裁判を抱え、その問題の解決と、それから今後の水道事業の更新計画等の見直しを行って、市民が願っている水道料金の値下げのための努力をぜひともしてほしいというふうに希望を申し上げまして、賛成をいたします。

○議長（加賀 博君）

他に賛成討論ございませんか。

[発言する者なし]

なければ、これにて討論を終結いたします。

次に、議案第10号を採決いたします。

議案第10号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立全員であります。よって、議案第10号は原案のとおり可決決定いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第10・議案第14号及び日程第11・議案第15号（討論・採決）

○議長（加賀 博君）

次に、日程第10・議案第14号：市道路線の廃止について、日程第11・議案第15号：市道路線

の認定についてを一括議題とし、討論を行います。

まず、反対討論の発言を許します。

御意見のある方はどうぞ。

[発言する者なし]

反対討論なしと認めます。

次に、賛成討論の発言を許します。

御意見のある方はどうぞ。

[発言する者なし]

賛成討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

採決は個々に行います。

議案第14号を採決いたします。

議案第14号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立全員であります。よって、議案第14号は原案のとおり可決決定いたします。

次に、議案第15号を採決いたします。

議案第15号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立全員であります。よって、議案第15号は原案のとおり可決決定いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

## ◎日程第12・議案第16号（討論・採決）

### ○議長（加賀 博君）

次に、日程第12・議案第16号：平成21年度愛西市一般会計補正予算（第7号）についてを議題とし、討論を行います。

まず、反対討論の発言を許します。

御意見のある方はどうぞ。

[発言する者なし]

反対討論なしと認めます。

次に、賛成討論の発言を許します。

御意見のある方はどうぞ。

[発言する者なし]

賛成討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

次に、議案第16号を採決いたします。

議案第16号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立全員であります。よって、議案第16号は原案のとおり可決決定といたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第13・議案第17号（討論・採決）

○議長（加賀 博君）

次に、日程第13・議案第17号：平成21年度愛西市土地取得特別会計補正予算（第1号）についてを議題とし、討論を行います。

まず、反対討論の発言を許します。

御意見のある方はどうぞ。

[発言する者なし]

反対討論なしと認めます。

次に、賛成討論の発言を許します。

御意見のある方はどうぞ。

[発言する者なし]

賛成討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

次に、議案第17号を採決いたします。

議案第17号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立全員であります。よって、議案第17号は原案のとおり可決決定といたします。

ここで、お昼の休憩をとらせていただきます。再開は午後1時30分再開といたします。

午前11時58分 休憩

午後1時30分 再開

○議長（加賀 博君）

休憩を解きまして、会議を再開いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第14・議案第18号（討論・採決）

○議長（加賀 博君）

次に、日程第14・議案第18号：平成21年度愛西市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）についてを議題とし、討論を行います。

まず、反対討論の発言を許します。

御意見のある方はどうぞ。

[発言する者なし]

反対討論なしと認めます。

次に、賛成討論の発言を許します。

御意見のある方はどうぞ。

[発言する者なし]

賛成討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

次に、議案第18号を採決いたします。

議案第18号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立全員であります。よって、議案第18号は原案のとおり可決決定いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第15・議案第19号（討論・採決）

○議長（加賀 博君）

次に、日程第15・議案第19号：平成21年度愛西市介護保険特別会計補正予算（第4号）についてを議題とし、討論を行います。

まず、反対討論の発言を許します。

御意見のある方はどうぞ。

[発言する者なし]

反対討論なしと認めます。

次に、賛成討論の発言を許します。

御意見のある方はどうぞ。

[発言する者なし]

賛成討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

次に、議案第19号を採決いたします。

議案第19号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立全員であります。よって、議案第19号は原案のとおり可決決定いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第16・議案第20号（討論・採決）

○議長（加賀 博君）

次に、日程第16・議案第20号：平成21年度愛西市農業集落排水事業等特別会計補正予算（第4号）についてを議題とし、討論を行います。

まず、反対討論の発言を許します。

御意見のある方はどうぞ。

[発言する者なし]

反対討論なしと認めます。

次に、賛成討論の発言を許します。

御意見のある方はどうぞ。

[発言する者なし]

賛成討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

次に、議案第20号を採決いたします。

議案第20号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。よって、議案第20号は原案のとおり可決決定いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第17・議案第21号（討論・採決）

○議長（加賀 博君）

次に、日程第17・議案第21号：平成21年度愛西市公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）についてを議題とし、討論を行います。

まず、反対討論の発言を許します。

御意見のある方はどうぞ。

〔発言する者なし〕

反対討論なしと認めます。

次に、賛成討論の発言を許します。

御意見のある方はどうぞ。

〔発言する者なし〕

賛成討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

次に、議案第21号を採決いたします。

議案第21号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。よって、議案第21号は原案のとおり可決決定いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### ◎日程第18・議案第22号（討論・採決）

##### ○議長（加賀 博君）

次に、日程第18・議案第22号：平成22年度愛西市一般会計予算についてを議題とし、討論を行います。

通告に従い、まず反対討論の発言を許します。

最初に、27番・宮本和子議員、どうぞ。

##### ○27番（宮本和子君）

議案第22号：平成22年度愛西市一般会計予算の反対討論を行います。

昨年の夏の衆議院選挙で、自民・公明政権から民主・社民・国民新党政権が誕生いたしました。この半年、鳩山内閣となって何が変わったのでしょうか。昨年来の大不況の中、最近仕事がない、収入がない、生活していけないと、毎週のように若者から高齢者まで深刻な生活相

談が日本共産党議員団に寄せられています。昨年日本共産党市政アンケートでは、「生活が大変苦しくなった」「少し苦しくなった」という人は82%もあります。市民の暮らしはますます厳しい状況に追い込まれています。

本議会で、自治法上の自治体の本来の役割に市長は言及されましたが、住民の暮らし、福祉を守る新しい施策を決め細かく進められているかどうか、深刻な暮らしの危機の中で市政のあり方が問われております。

日本共産党議員団は、昨年12月4日、22年度予算編成に当たって、市政アンケートや直接お聞きした市民の声をまとめて、市長に対し208項目の要望書を提出し、住民要望の予算化を求めましたが、反映されているものになっていないとは言えません。市民の生活実態が厳しい中で、2期目に入った八木市政は、大型の箱物事業に熱中しようとしています。総合斎苑建設で100人、150人のセレモニーホールと206台の駐車場付きの豪華な斎場の建設、まだ使える立田の給食センターを壊して、15年契約でPFI方式の民間丸投げの学校給食センターの建設、総合支所をなくし、庁舎を統合し、市役所の増改築では、3月議会の一般質問でも明らかのように、庁舎そのものをなくす売却も選択肢にあると答弁しております。市長は、市民の声を直接聞くアンケートや住民投票を拒否し、強行しようとしています。

こうした大型事業を進める一方で、立田、八開の保健センターの廃止に始まり、成人式、敬老式、文化祭、期日前投票、確定申告の統合で市民サービスはどんどん低下し、庁舎をなくして、出張所では市民の切実な相談にも応じることができなくなります。国民保護協議会は要りません。

職員採用の方針は、やめる人の3分の2の補充、専門職は同数、技術労務職は採用しないを展開し、市民サービスを低下させない体制を保障する計画的採用を行うべきです。臨時職員の給与も引き上げる必要があります。年金支給開始年齢である65歳まで、再任用も行う必要があります。

入札制度の改革も進んでいません。各庁舎での期日前投票の復活、各庁舎での確定申告相談の継続も行うべきです。強行された総代制の問題点も検証されなければなりません。

消防の広域化も促進の方針を見直す必要があります。

求めている住民税に実効ある減免制度の確立も実現しておりません。巡回バスの見直しで、かえって不便になったという声が寄せられておりますが、もっといつも利用している利用者の声を聞いて、利用しやすい巡回バスにしていく必要があります。

4月から、佐屋、佐織の老人福祉センター、デイサービスセンターが指定管理になります。来年4月には、障害者作業所やすべての体育施設が一括で指定管理をされます。市の福祉施設は民間委託ではなく市の直営で運営をしてほしいなどの市民の願いとは裏腹に、行政改革の名のもとに、効率第一の施策が進められています。緊急通報システムは、ひとり暮らしの高齢者の命にかかわることですので、希望者にはすぐ設置できるようにしていただきたい。

今年度から子供の医療費無料化が小学校6年生まで拡大されることは、子育て中の父母の皆さんから大変喜ばれることです。早急に中学校卒業までぜひ拡大していただきたい。また、妊

婦・乳児健康診査が14回助成されることは、これから赤ちゃんを産みたいという若い夫婦にとっても、安心して子供を産み育てることができるということで喜ばれることです。

小・中学校建物耐震補強工事が完了することになります。今後、トイレの洋式化も含めて改修していただきたい。地域福祉計画の策定がされますが、市民同士が支え合えるまちづくり計画を策定するには、市民の公募による市民参加の計画づくりをぜひしていただきたい。まだまだ整備の計画についても、市民参加の計画づくりを基本にして策定していただきたい。

道路舗装、交通量の多い危険な道路には歩道の設置など、住民の安全・安心対策にも住民の要望にこたえていただきたい。

これまでも問題としてきた公共下水道特別会計への繰出金については、負担金、利用料など、市民に大きな負担を押しつけるものであり、現状では認められません。

大不況の中、大型事業よりも市民の福祉、暮らしを優先には市民の声です。今こそ大盤振る舞いの大事業よりも、市民の福祉、暮らしを応援する施策を進めるべきです。

以上申し上げて、反対討論といたします。

#### ○議長（加賀 博君）

次に、6番・吉川三津子議員、どうぞ。

#### ○6番（吉川三津子君）

議案第22号：平成22年度愛西市一般会計予算について、反対の立場で討論いたします。

市民の皆さんの生活は、大変厳しい方々がふえております。そういった中、市民の皆さんからお預かりしている税金を大切に使わねばならないことは言うまでもありません。必要なもの、事業は実施し、どちらでもよいものはあきらめるのが今のこの日本の経済状況の常識だと思っております。

そういった視点に立てば、子育て支援の充実、学校の耐震工事など、評価できる事業もたくさんありますが、まだまだ無駄遣いという面で甘い予算と言わざるを得ません。特に、総合斎苑建設問題は、先ほども談合の問題も出てまいりましたが、今、市の脱法行為があったか否かも含め、裁判の判決を待っているのが現状です。そういった中、弁護士が問題ないと言ったからといって、道義上進めるべきではないと考えております。

また、大型給食センター建設においても、教育の後退と言わざるを得ません。給食は教育であり、地産地消を進めることによって子供たちが地域の方々に感謝する気持ちを持ったりし、今欠けている心の教育が補える大切な時間だと私は思っています。また、農家の方々にも、地域の子供の給食に食材を使うということによって、農業へのやる気を持っていただくきっかけともなります。まちづくりにつながる大切な給食ではないでしょうか。そうした面で、大型給食センター建設にはもちろん反対であり、一括購入や統一メニューの方式も、栄養士の力の発揮をできる場を奪っております。給食センターの委託についても、栄養士と委託先との連携という部分で大変問題があります。

また、あいち電子自治体の事業についても、利用件数1件当たり、その金額が70万円以上もかかる、そんな事業になっております。以前にこの問題で質問をした折、利用者をふやす努力

をしていくとのことでしたが、努力してもこのような状態であるということであれば、やめるべきです。

また、サクラメント事業につきましても、この事業の成果として、参加者が地域のリーダーとなる、そんな成果があるとの答弁がありました。目的と成果が大変不鮮明ではないでしょうか。

以上の点から、平成22年度愛西市の一般会計予算については反対をいたします。

**○議長（加賀 博君）**

他に反対討論ございませんか。

〔発言する者なし〕

なければ、次に賛成討論の発言を許します。

最初に、3番・鷺野聡明議員、どうぞ。

**○3番（鷺野聡明君）**

議案第22号：平成22年度愛西市一般会計予算に対し、賛成の立場から意見を述べさせていただきます。

国、地方を通じて極めて厳しい財政状況の中、限られた財源の中で効率的な行政運営を念頭に置き、大変御苦勞の跡がうかがえる予算編成であろうかと思えます。そんな中でも、従来の対象者である未就学児、小学1年生から3年生の入院・通院を小学6年生まで拡大した子供医療費を初め、さまざまな子育て支援の事業を進めようとしています。また、総合計画の理念別で、「和み」として、勝幡駅前周辺整備事業は、駅前における交通アクセス機能強化や、駅利用者の利便性を向上するものであり、「安心」としては、愛西市のすべての人が利用できる斎場建設事業、「健やか」として、最新の衛生管理基準に適合した施設として整備する学校給食センター整備運営事業など、重点事業として位置づけ、新しい都市づくりに取り組まれています。

また、新規事業として、愛西市誕生5周年記念式典事業、マスコットキャラクター作成事業は、市民とともに協働して、この愛西市を盛り上げようとする市長の思いが込められているのではないかと評価するものでございます。

そして、一つ要望を申し上げますと、いろいろな事業を実施するに当たり、前例とか慣例にとらわれることなく見直しや精査をすることが大切なことだと思います。どうぞその点を心に刻んでいただいて、市民から「ありがとう」と言っていただけの市政運営を期待いたしまして、賛成討論といたします。

**○議長（加賀 博君）**

次に、13番・八木一議員、どうぞ。

**○13番（八木 一君）**

議案第22号：平成22年度愛西市一般会計予算について、賛成の立場で討論をいたします。

当予算につきましては、総額218億1,600万円、対前年比115.4%という積極型予算です。本市が計画しておりました大型プロジェクト事業はいよいよ実施の段階に入っております。本

市のこれからのまちづくりにとって非常に重要な事業ばかりであり、国の政権交代により補助金等の先行きが不透明ではございますが、基盤整備、インフラ整備のため、ぜひともなし遂げていかなければならないものと考えております。

財源に関しましても、積極型予算にもかかわらず、合併特例債を有効活用することにより、財政調整基金の取り崩しを前年並みの約11億円に抑えるなど、持続可能な財政運営を図った予算であると考えます。愛西市にとって真に必要な事業の選択と、今後の財政運営に柔軟な対応をしていただくことを要望し、平成22年度愛西市一般会計予算に賛成をいたします。以上です。

○議長（加賀 博君）

他に賛成討論ございませんか。

〔発言する者なし〕

なければ、これにて討論を終結いたします。

次に、議案第22号を採決いたします。

議案第22号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数であります。よって、議案第22号は原案のとおり可決決定いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第19・議案第23号（討論・採決）

○議長（加賀 博君）

次に、日程第19・議案第23号：平成22年度愛西市土地取得特別会計予算についてを議題とし、討論を行います。

通告に従い、まず反対討論の発言を許します。

6番・吉川三津子議員、どうぞ。

○6番（吉川三津子君）

議案第23号：平成22年度愛西市土地取得特別会計予算について、反対の立場で討論いたします。

先ほど一般会計の予算の折にも反対討論で発言させていただきましたが、今回の土地取得特別会計の予算におきましては、大型給食センターの建設に係る費用が含まれております。よって、私はこの大型給食センター建設は教育の後退と考えておりますので、この予算案については反対をいたします。

○議長（加賀 博君）

他に反対討論ございませんか。

〔発言する者なし〕

なければ、次に賛成討論の発言を許します。

御意見のある方はどうぞ。

〔発言する者なし〕

賛成討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

次に、議案第23号を採決いたします。

議案第23号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数であります。よって、議案第23号は原案のとおり可決決定いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

## ◎日程第20・議案第24号（討論・採決）

### ○議長（加賀 博君）

次に、日程第20・議案第24号：平成22年度愛西市国民健康保険特別会計予算についてを議題とし、討論を行います。

通告に従い、まず反対討論の発言を許します。

25番・加藤敏彦議員、どうぞ。

### ○25番（加藤敏彦君）

議案第24号について、反対の討論を行います。

市民にとって、国民健康保険制税は大きな負担です。議案質疑で、愛西市の国保税は、所得300万円4人家族で28万6,000円、所得の9.5%となっております。国保税の根本的な問題は、国保会計の国庫負担率が1984年の50%から2007年の25%に、23年間で半分になっていることです。こういう状況の中で、地方自治体は、国の悪政から住民の暮らしを守る防波堤の役割を果たさなければなりません。特に負担能力の弱い方への保険料や医療費減免の制度の充実が求められます。国保税の減免ではリストラ減免が行われるようになりましたが、これも会社都合による解雇のみで、自営業者など、収入の大幅に減収した市民への対応が不十分です。また、医療費についても、国民健康保険法第44条の医療費の減免制度ができましたが、まだ利用がありません。国保税を払っていないから医者に行かない、医療費が払えないから医者に行かない、その結果、病気を悪くするという事態が起こらないように、国保税の減免制度の充実、医療費減免の利用努力を求め、反対討論いたします。

### ○議長（加賀 博君）

他に反対討論ございませんか。

〔発言する者なし〕

なければ、次に賛成討論の発言を許します。

御意見のある方はどうぞ。

〔発言する者なし〕

賛成討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

次に、議案第24号を採決いたします。

議案第24号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数であります。よって、議案第24号は原案のとおり可決決定いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第21・議案第25号（討論・採決）

○議長（加賀 博君）

次に、日程第21・議案第25号：平成22年度愛西市老人保健特別会計予算についてを議題とし、討論を行います。

まず、反対討論の発言を許します。

御意見のある方はどうぞ。

[発言する者なし]

反対討論なしと認めます。

次に、賛成討論の発言を許します。

御意見のある方はどうぞ。

[発言する者なし]

賛成討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

次に、議案第25号を採決いたします。

議案第25号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立全員であります。よって、議案第25号は原案のとおり可決決定いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第22・議案第26号（討論・採決）

○議長（加賀 博君）

次に、日程第22・議案第26号：平成22年度愛西市後期高齢者医療特別会計予算についてを議題とし、討論を行います。

通告に従い、まず反対討論の発言を許します。

25番・加藤敏彦議員、どうぞ。

○25番（加藤敏彦君）

議案第26号について、反対の討論を行います。

愛知県の後期高齢者医療広域連合の議会が2月10日、定例会が開かれ、4月から平均保険料が年間で3,660円値上げされ、年間で7万7,658円になることが決まりました。この議会には、日本共産党の田口名古屋市議が議員として出席しておりますが、高齢者は少ない年金から税金や国保料、介護保険料を差し引かれる上、年々負担が重くなっております。制度そのものを直ちに廃止すべきであります。広域連合の剰余基金20億円を全部活用して値上げをしないよう、田口議員は求めました。全国的にもこの後期高齢者医療については、値上げをしない県、また値下げをしているところも出ております。高齢者に新たな負担を求める後期高齢者医療制度特別会計予算には反対をいたします。

○議長（加賀 博君）

他に反対討論はございませんか。

〔発言する者なし〕

なければ、次に賛成討論の発言を許します。

御意見のある方はどうぞ。

〔発言する者なし〕

賛成討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

次に、議案第26号を採決いたします。

議案第26号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数であります。よって、議案第26号は原案のとおり可決決定いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第23・議案第27号（討論・採決）

○議長（加賀 博君）

次に、日程第23・議案第27号：平成22年度愛西市介護保険特別会計予算についてを議題とし、討論を行います。

通告に従い、まず反対討論の発言を許します。

27番・宮本和子議員、どうぞ。

○27番（宮本和子君）

議案第27号：平成22年度介護保険特別会計予算の反対討論を行います。

昨年、認定基準が改正をされ、半年後、また見直しを行わなければならないなど、不備が指摘をされました。ことしで介護保険制度が始まって10年になりますが、ますます介護難民や、介護に疲れて殺人を起こしてしまう状況に追い込まれた家族が後を絶ちません。なぜこんなことが続くのでしょうか。小泉構造改革の中で、介護保険、医療、障害者制度など、社会保障制度が毎年改悪をされ、住民は介護や医療など、介護・看護をしなければならない人を抱えて、どうしてよいかわからないでいます。市に相談しても、市の対応が大変冷たいというのが多くの人の声です。神戸市のように、地域包括支援センターを中学校区に1カ所ずつ設置し、親切に対応する介護・医療の相談窓口を設置していただきたい。介護保険制度が本来必要とする重度の方のショートステイも、介護者の要望にこたえるように整備することは、介護保険の保険者である市の仕事でもあるはずです。住みなれた地域で安心して介護し、介護を受けられる制度にしていくことが求められています。ぜひ低所得者の減免を行い、地域で託老所、まちかどサロンなど、地域で支え合う事業への助成を実施して、愛西市に住んでよかったと言えるまちづくりをぜひしていただきたいと要望しまして、反対討論といたします。

○議長（加賀 博君）

他に反対討論ございませんか。

[発言する者なし]

なければ、次に賛成討論の発言を許します。

御意見のある方はどうぞ。

[発言する者なし]

賛成討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

次に、議案第27号を採決いたします。

議案第27号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立多数であります。よって、議案第27号は原案のとおり可決決定いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第24・議案第28号（討論・採決）

○議長（加賀 博君）

次に、日程第24・議案第28号：平成22年度愛西市農業集落排水事業等特別会計予算についてを議題とし、討論を行います。

まず、反対討論の発言を許します。

御意見のある方はどうぞ。

[発言する者なし]

反対討論なしと認めます。

次に、賛成討論の発言を許します。

通告に従い、22番・永井千年議員、どうぞ。

○22番（永井千年君）

農業集落排水事業の管理方式と料金の問題については、合併調整で公共下水の一部供用開始の22年度から市内全域の均衡を保つということになっておりましたが、この3月議会の私の質問に対する答弁でも、しばらく時間がかかるという答弁。経済建設委員会では、24年度に統一という期限だけが明らかになっていきますけれども、その内容の明確化についてはいまだにはっきりされておりません。この管理方式と料金の統一を、料金引き上げにならないやり方で一刻も早く統一するように、その方針を明確にさせていただくことを求めて、賛成討論といたします。

○議長（加賀 博君）

他に賛成討論ございませんか。

[発言する者なし]

なければ、これにて討論を終結いたします。

次に、議案第28号を採決いたします。

議案第28号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立全員であります。よって、議案第28号は原案のとおり可決決定いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第25・議案第29号（討論・採決）

○議長（加賀 博君）

次に、日程第25・議案第29号：平成22年度愛西市公共下水道事業特別会計予算についてを議題とし、討論を行います。

通告に従い、まず反対討論の発言を許します。

最初に、11番・真野和久議員、どうぞ。

○11番（真野和久君）

それでは、議案第29号：平成22年度愛西市公共下水道事業特別会計予算に対する反対討論を行います。

下水道の整備は、市民の強い要望であるとともに、河川の浄化を進める上で整備が急がれています。我々は、愛知県と共同で大型公共事業として進められている愛西市の公共下水道は費用と時間が大変かかり、市民の負担も重くなることを指摘して反対し、合併浄化槽やコミュニティプラントなどを積極的に活用して整備をするよう、これまでも求めてまいりました。今年度の4月から公共下水道の供用が開始されますが、この間の負担金の重さや、あるいは今後の宅内事業工事費用の負担の重さ、また使用料の高さに対して、本当につながなければならないのか、あるいは私が死ぬまではつなぎたくないといったような疑問や不満の声も届いています。実際、これまでの計画とこの実態の違いは大変大きなものがあります。計画の見直しをしていくことが本当に求められています。4月から供用が開始される地域での負担金や、県内の流域下水道で一番高い利用料の見直し、今後の整備計画全体の見直しを行って、市民の負担ができるだけかからないようにしていくことが必要です。このまま公共下水道事業を進めていくことは大変大きな問題があり、反対します。

○議長（加賀 博君）

次に、6番・吉川三津子議員、どうぞ。

○6番（吉川三津子君）

議案第29号：平成22年度愛西市公共下水道事業特別会計予算について、反対の立場で討論させていただきます。

私は今回、一般質問の中で、この公共下水道事業について第1期から第4期まで分けられている中で、第1期が終わった段階で見直しをすれば、合併浄化槽に方針を変えれば105億円節約できるといった意見を一般質問で提案させていただきました。

公共下水道については国の方針も変わりつつあり、公共下水道から合併浄化槽への手法の変換も強く述べられるようになってきております。また、国からの補助金も交付金に変わるなどして、今後どれだけのお金が来るかも大変不透明になっており、一つ間違えば大きな借金を負う事業であります。

この公共下水道については、市民の方からは急につなげと言われてもというような声や、合

併浄化槽設置済みの世帯の多くの市民の方々は大きな負担を強いられるということで、大変たくさんの方の声をいただいております。また、一方、私の一般質問に対し、経済建設委員会で市側から示されたシミュレーションは、人口推計や、将来の下水道料金の見込みなど、まだまだ不十分なシミュレーションでございます。人口が減る中、このまま計画を続けることは問題であり、いま一度市民の生活状況や将来の人口推計、下水道料金の見込みなどを考え、再度シミュレーションをし慎重に考えるべきであり、ここで今立ちどまって、この公共下水道事業については考え直すべきであると考えております。

以上の理由で、この予算案に対しては反対をさせていただきます。

○議長（加賀 博君）

他に反対討論ございませんか。

〔発言する者なし〕

なければ、次に賛成討論の発言を許します。

13番・八木一議員、どうぞ。

○13番（八木 一君）

議案第29号：平成22年度愛西市公共下水道事業特別会計予算について、賛成の立場で討論を行います。

公共下水道につきましては、生活環境の改善、浸水の防除及び公共用水域の水質保全に直結する最重要事業と考えております。愛知県の下水道普及率は平成20年度末で69%であり、全国平均の72.7%を下回っており、特に日光川下流域の愛西市を含め8市町は、政令都市である名古屋市にも隣接しているにもかかわらず、いまだに普及率ゼロ%という状況であります。県内全体で約7割の方が下水道や集落排水などにより汚水処理の恩恵を受けている中で、この地域では生活環境の改善が強く求められています。また、こうした状況は生活環境へ影響を与えるばかりでなく、地域の河川や海の水質汚濁、さらには伊勢湾の富栄養化の一つとなっているなど、環境への負荷も大きく、その対策も急務となっております。

今回、愛西市においても、一部の地域において下水道の供用開始がされますが、この事業全体が一日も早く完成し、この地域全体の生活環境の改善等に役立ってほしいと考えますので、今後もより一層の努力をしていただくことを要望し、賛成討論といたします。以上です。

○議長（加賀 博君）

他に賛成討論はございませんか。

〔発言する者なし〕

なければ、これにて討論を終結いたします。

次に、議案第29号を採決いたします。

議案第29号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数であります。よって、議案第29号は原案のとおり可決決定といたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第26・議案第30号（討論・採決）

○議長（加賀 博君）

次に、日程第26・議案第30号：平成22年度愛西市水道事業会計予算についてを議題とし、討論を行います。

通告に従い、まず反対討論の発言を許します。

11番・真野和久議員、どうぞ。

○11番（真野和久君）

それでは、議案第30号：平成22年度愛西市水道事業会計予算に対する反対討論を行います。

愛西市の水道料金に関しては、合併協議では5年を目標に調整、新市において料金格差の調整を段階的に実施とされています。しかし、今議会の永井議員への一般質問の中で、市長はまず佐織地区の給水を県水100%にし、その後に八開、佐織地区の料金の統一を図る旨の答弁をされました。県水100%導入による佐織地区での料金負担の今後の上昇や、あるいは現在の八開地区の皆さんの、現在の不況の中での市民の生活への支援を考える上でも、料金の統一の問題は早急に進めることが必要であります。また、料金の統一を待たなくても、八開地区の使用料区分を見直し、高齢者世帯など、使用量の少ない市民に対する負担の軽減を図ることもできます。以前、試案が出されたように、佐織地区の住民の皆さんに負担がかからないような計画をもとに統一を進めるとともに、今後の水道料金に関して市民にしっかりと知らせ、市民の意見を聞きながら、この水道利用のあり方や料金について考えるよう求めて、反対いたします。

○議長（加賀 博君）

他に反対討論はございませんか。

〔発言する者なし〕

なければ、次に賛成討論の発言を許します。

御意見のある方はどうぞ。

〔発言する者なし〕

賛成討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

次に、議案第30号を採決いたします。

議案第30号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数であります。よって、議案第30号は原案のとおり可決決定いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第27・陳情第1号（討論・採決）

○議長（加賀 博君）

次に、日程第27・陳情第1号：民間保育所運営費の一般財源化に関する国への意見書採択についての陳情についてを議題とし、討論を行います。

まず、反対討論の発言を許します。

御意見のある方はどうぞ。

[発言する者なし]

反対討論なしと認めます。

次に、賛成討論の発言を許します。

通告に従い、最初に3番・鷺野聡明議員、どうぞ。

○3番（鷺野聡明君）

陳情第1号に対する賛成討論を行います。

民間保育所運営費が一般財源化されれば、自治体によって保育の質に格差が生まれることとなります。現在のような国基準での最低基準や、保育単価などの考え方が消滅し、これらがすべて自治体の裁量に任されることになるわけですので、地域格差は大きなものが予想されます。国が責任を持って保育を支える必要があると思いますから、民間保育所運営費の一般財源化に反対し、意見書提出に賛成します。以上です。

○議長（加賀 博君）

次に、27番・宮本和子議員、どうぞ。

○27番（宮本和子君）

民間保育所運営費の一般財源化に関する国への意見書採択についての陳情の賛成討論を行います。

愛西市の保育所は、公立が4園で私立が10園あります。愛西市の保育は民間保育所が大きな役割を担っています。新政権になっても、介護保険、障害者自立支援法などの改悪が続く中で、保育の公的責任を後退させる「民間でできることは民間で」という市場原理に基づく改革も進められようとしております。平成16年度に公立保育所の運営費の一般財源化が行われ、民主党政権が今年度から進めようとしている子ども手当の財源を確保するために、市立保育所の運営費の一般財源化が進められようとしています。地方財政が逼迫している中、市立保育所運営費を一般財源化することは、子供の育ちを支える保育を後退させることとなります。少子化対策を進めるためには、国が財源を確保し、民間保育所の整備・運営を保障することです。以上申し上げまして、賛成討論といたします。

○議長（加賀 博君）

他に賛成討論はございませんか。

[発言する者なし]

なければ、これにて討論を終結いたします。

次に、陳情1号を採決いたします。

陳情1号の趣旨に賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立全員であります。よって、陳情1号は採択と決定いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第28・陳情第2号（討論・採決）

○議長（加賀 博君）

次に、日程第28・陳情第2号：障害者自立支援法の「応益負担」「日額払い方式」に関する国への意見書採択についての陳情についてを議題とし、討論を行います。

通告に従い、まず賛成討論の発言を許します。

25番・加藤敏彦議員、どうぞ。

○25番（加藤敏彦君）

陳情第2号について、賛成の討論を行います。

障害者が生きるために不可欠な支援を利益とみなして原則1割の自己負担を課す障害者自立支援法が2006年に施行され、過酷な負担が障害者を苦しめ続けました。これに対して、障害者らが憲法25条の生存権などの侵害に当たり違憲だとして、全国14の地方裁判所で71人が提訴されました。障害者自立支援法の違憲訴訟をめぐり、原告弁護団らと国・厚生労働省は、訴訟の終結に合意しました。国は合意文書で、「障害者の尊厳を深く傷つけたことを心から反省する」と明記。応益負担制度の廃止と、2013年8月までに障害者自立支援法を廃止し、新たな総合的な福祉法制を実施することを約束しました。合意によって訴訟は終結するものの、障害者自立支援法の深刻な問題点を具体的に解決するためにはこれからです。

2010年度予算案で最大の問題点である応益負担制度について、廃止までの暫定的な負担軽減策として約300億円の予算を約束しておきながら、決定したのは3分の1程度の107億円にとどまっています。医療支援は軽減策の対象外とされています。障害者家族らが緊急課題として強く要求している食費・光熱水費などの実費負担廃止、事業所報酬を月払い制に戻すことなど、多くの施策も手つかずのまま、構造改革路線による社会保障費削減路線から拡充への抜本的転換に踏み切れていません。一日も早く障害者が安心して生活できるようにするため、本議会がこの陳情を採択し、国へ意見書案を提出することを求め、賛成の討論といたします。

○議長（加賀 博君）

他に賛成討論はございませんか。

〔発言する者なし〕

なければ、次に反対討論の発言を許します。

7番・榎本雅夫議員、どうぞ。

○7番（榎本雅夫君）

陳情第2号に対し、反対の立場で討論を行います。

陳情書にも記載のとおり、国は新法制定に先立って、平成22年4月1日から非課税世帯の障害福祉サービスや、補装具の利用者負担を無料とし、課税世帯に対する軽減措置も継続されていることから、実質的には応能負担と考えていいと思います。また、日額払い方式については、事業所への報酬の減少に対する激減緩和措置が講じられていると聞いています。また、単価改正により、報酬も引き上げられ、報酬を保障する従前額保障も始まっています。さらに、福祉、介護、人材の処遇改善事業が始まり、介護職員に対する報酬をふやし、人材確保につなげる事業も実施されています。

以上の点から、この内容の意見書を提出する必要性は低いと考え、この陳情に反対いたしません。以上です。

○議長（加賀 博君）

他に反対討論はございませんか。

〔発言する者なし〕

なければ、これにて討論を終結いたします。

次に、陳情2号を採決いたします。

陳情2号の趣旨に賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立少数であります。よって、陳情2号は不採択と決定いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第29・陳情第3号（討論・採決）

○議長（加賀 博君）

次に、日程第29・陳情第3号：「永住外国人への地方参政権付与法に反対」の意見書の提出を求める陳情についてを議題とし、討論を行います。

通告に従い、まず反対討論の発言を許します。

最初に、22番・永井千年議員、どうぞ。

○22番（永井千年君）

日本共産党議員団を代表して、陳情第3号：「永住外国人への地方参政権付与法に反対」の意見書の提出を求める陳情に対する反対討論を行います。

永住外国人には、地方参政権を付与すべきだと私たちが考える第1の理由は、地方自治体の運営は、本来すべての住民の参加によって進めるのが、憲法の保障する地方自治の根本精神だと考えるからであります。憲法には地方自治の本旨という言葉がありますが、これは、その地方にかかわる問題はその地域の住民の意思で決められるべきであり、その意思は、地方公共団体、つまり地方自治体とその議会を通じて実現するという原則をあらわす言葉であります。ですから、永住者のように外国籍を持っている住民であっても、地方自治と切り離せない生活を送っている人々にも参政権を付与することは、地方自治の本旨から言って当然のことではありません。

第2の理由は、外国人に地方参政権を付与することはいまや世界の趨勢となっており、時代の要請だということでもあります。EU加盟国を初め、アジアやオセアニア諸国にも広がりつつ、選挙権の付与が39カ国、被選挙権の付与が25カ国と大きな流れになってきています。

第3の理由は、日本に固有の歴史問題があるからです。戦前に日本の植民地政策によって一方的に日本人に組み入れられ、戦後は国籍を選択する権利も与えられないまま、再び一方的に日本国籍を剥奪された朝鮮・中国の人々が声を上げたからであります。

以上のように、永住外国人への地方参政権付与は、地方自治、基本的人権、歴史問題、どの問題から見ても一刻も早く法制定の実現を図るべきであります。既に08年12月末で永住外国人

は91万2,400人となっており、これらの人々を地方政治の担い手から排除することは、もう許されない段階だと思います。永住外国人を地方自治の担い手として迎え、日本国民とひとしく参加する政治を実現することは、我が国の民主主義の成熟と発展につながってまいります。1995年の最高裁判決で、我が国に在留する外国人のうちでも、永住者などであって、その居住する区域の地方公共団体と特段に緊密な関係を持つに至ったと認められる者について、その意思を、日常生活に密接な関連を有する地方公共団体の公共的事務の処理に反映させるべく、法律をもって地方公共団体の長、その議会の議員などに対する選挙権を付与する措置を講ずることは、憲法上禁止されているものではないと解するのが相当である。しかしながら、右のような措置を講ずるか否かは、専ら国の立法政策にかかわる事柄であるとされ、立法上に何の障害もなくなっています。

日本共産党は、98年11月に永住外国人の地方参政権法案要綱を出しています。その内容を紹介させていただきますと、第1に、我が国に特別永住資格を含む永住資格を持って在住する20歳以上の外国人に対して、都道府県及び市区町村の首長・議会議員についての選挙権を付与する。第2に、右に該当する外国人が、日本国民の有する被選挙権年齢に達した場合、当該被選挙権を付与する。議会議員及び市区町村については25歳、知事については30歳。第3に、具体的な選挙資格については、外国籍であることも考慮して、個々人の意思を尊重し、選挙資格を取得する旨の申請を行った者に対して付与する。第4に、地方参政権の取得に伴う選挙活動の自由は、日本国民に対するものと同様に保障する。第5に、地方自治体における条例制定などの直接請求権、首長・議員リコールなどの住民投票権も同様に付与するという内容であります。他党の付与法案との違いは、他党の付与法案は選挙権のみとなっていますが、日本共産党のこの案は、被選挙権も含めて全面的に地方参政権を保障するものとなっています。

本陳情は、イスラム自治区ができたオランダの例だとか、領土問題への影響だとかを上げていますが、時期尚早の根拠としていますが、以上、述べてきましたように、地方参政権を付与しない理由にはとともなりません。最高裁判決も都合のよい部分だけを取り上げ、同じ判決の肝心の部分、付与は憲法上禁止されているものではないには目をつぶっています。よって、本陳情には全面的に反対であります。

○議長（加賀 博君）

次に、7番・榎本雅夫議員、どうぞ。

○7番（榎本雅夫君）

「永住外国人への地方参政権付与法に反対」の意見書の提出を求める陳情について、反対の立場から討論いたします。

急激に進む少子・高齢化の中で人口減の社会を迎えた日本、グローバリズムの荒波の中で、資源を持たない国、日本が持続的に平和と繁栄を維持し、世界に貢献していくには、内向きなナショナリズムに陥った考えでは、もはや世界から理解されることはできません。これからの日本は、憲法の理念に基づく人権、地方分権、多文化共生の人道大国の道を歩む以外にその活路がないことをまず申し上げます。

そして、我が国には多くの外国人が居住し、日本人とともに社会生活を営んでおります。とりわけ大韓民国国民など、朝鮮半島由来の外国人が我が国の永住権や特別永住権を取得して多数居住しており、その総数は2008年末現在で58万9,000人に上り、在日外国人総数の26.6%を占めています。これらの人のうち、2006年では75歳以上と推定される1世は全体の6.1%、3万7,052人、2世から4世までが91.6%、4歳以下の5世が2.3%、1万3,934人、永住しているこの2世以下の永住者は日本で生まれ、育ち、学び、結婚をして子をもうけ、事業を興し、そしてこの国に骨を埋めていこうとしている人たちであり、生活実態は日本人と全く変わりません。

しかし、1980年以前は国民健康保険や国民年金にも加入できませんでしたが、1979年に国際人権規約、1982年に国連難民条約に日本が加盟したことをきっかけに、永住外国人の権利は少しずつ拡大されてきた経緯があります。世界の約40カ国が何らかの形で外国人に参政権を付与している。アメリカは、国籍取得について生地主義で、重国籍については認められているため、別に帰化しなくても参政権は認められています。OECDに加盟している30カ国のうち、外国人参政権も重国籍も全く認めていないのは日本だけです。

しかし、残念ながら、まだまだ国内の言論には参政権が欲しければ帰化すればよいとの主張もあります。在日韓国人が帰化する場合には幾つかの障害があります。第1に、日本による植民地支配以来の経緯があり、国籍選択の機会も与えず一方的に外国人にしておいて、今度は帰化すればいいというのは、歴史的な認識を欠いた意見としか言えません。第2に、帰化の際には、氏名の問題があります。帰化後の氏名は、原則として常用漢字表、人名漢字表などに上げられる漢字または平仮名、片仮名以外の使用はできないとされている。さらに、韓国は夫婦別姓であるため、夫婦が帰化する場合は、少なくとも夫婦のいずれかが改姓を強いられることとなります。

公明党はこのような現実を踏まえ、多文化共生社会の推進をする上で、永住外国人地方参政権法案を1998年に初提出以来、5度にわたって国会に提案してまいりました。その内容は、第1に、外国人の本国が同様の権利を与えていることを条件とする、いわゆる相互主義を採用することとしています。第2に、申請主義を採用し、有権者として日本の地域社会で一定の役割を果たしていく意思のある永住外国人に限り付与することとしています。第3に、選挙権を要件とする各種資格、すなわち人権擁護委員や民生委員などへの就任資格や条令の制定、改廃、地方議会の解散及び議員・長の解職を求める直接請求権は、いずれもこれを付与しないこととしています。

国籍を一つのアイデンティティとして大切に守り抜こうとしている外国人が生活基盤を置くまちで、日本人と同様に住民の義務を果たし、地域の共同体に参加しようとするなら、住民としての権利は保障されて当然ではないかと考えます。本陳情にある平成7年2月28日の最高裁判決は、その本論において、「憲法は我が国に在留する外国人に対して、地方公共団体の長、その議会の議員等の選挙の権利を保障したものと言うことはできない」とする一方、傍論において、「法律をもって地方公共団体の長、その議会の議員等に対する選挙権を付与する措置を

講ずることは、憲法上、禁止されているものではない」としております。これは、本論では参政権の付与を憲法は要請していないことも明らかにしており、傍論で禁止していないことも明言しているので、結果として憲法はこの問題についての判断を立法府にゆだねており、法律によって外国人を排除することも、付与することもできるという許容説に立っており、外国人の選挙権は立法府による選挙法によって改正が可能であることを指摘しております。地方議会の条例制定は法律の範囲内で行うこととされているので、外国人に選挙権を保障することにより、外国人の意向を反映する条例が制定されても、その内容が法律と矛盾する場合には、制度上、常に法律の内容が優先するので問題はない。また、地方自治体が国にかわって行う事務は法定受託事務と呼ばれ、万が一外国人の影響で首長が国の意向に反する判断をしたとしても、最終的には代執行、地方自治法第245条8などの措置により、国の意向が優先することとなるので、外国人に選挙権を付与しても問題はないと考えられます。

以上の理由で、この陳情に反対といたします。以上です。

○議長（加賀 博君）

他に反対討論ございませんか。

〔発言する者なし〕

なければ、次に賛成討論の発言を許します。

最初に、19番・古江寛昭議員、どうぞ。

○19番（古江寛昭君）

陳情第3号に対する賛成討論を行います。

現在、外国人の地方参政権に関する問題がクローズアップされ、永住外国人に対する地方参政権の付与について、問題が提起されています。日本国憲法は、第15条第1項において「公務員を選定し、及びこれを罷免することは国民固有の権利である」と規定し、第93条第2項において、「地方公共団体の長、その議会の議員及び法律の定めるその他の理由は、その地方公共団体の住民が直接これを選挙する」と規定しています。また、住民の解釈については、平成7年最高裁の判決が示すとおり、住民とは、地方公共団体の区域内に住所を有する日本国民を意味するものと解するのが相当であるとしていることから、日本国民でない永住外国人に対し、地方公共団体の議会の議員及び長の選挙権等を付与することは、憲法上疑義があると言わざるを得ません。よって、この陳情の永住外国人への地方参政権付与法に反対の意見書を提出するについては、賛成といたします。

○議長（加賀 博君）

次に、12番・鬼頭勝治議員、どうぞ。

○12番（鬼頭勝治君）

「永住外国人への地方参政権付与法に反対」の意見書提出を求める陳情に対して、賛成の立場で討論いたします。

外国人参政権の賛成論者には、よく納税を根拠に上げておりますが、納税を理由に選挙権を認めよと称する方々は、納税額や性別の区別なく、すべての国民に平等に選挙権が与えられる

普通選挙制度を否定し、納税額の多少などによって選挙権に制限が設けられ、お金をたくさん持っている人しか選挙に参加できない制限選挙制度に逆戻りすることにほかなりません。日本では、1925年に選挙法が改正され、それまであった納税条件が撤廃されました。つまり、日本では既に85年前に納税と参政権は切り離されております。

また、外国でも納税を理由に外国人に参政権を認めている国など、どこにも存在いたしません。もともと納税は、さまざまな公共サービスを受けるための対価であり、このようなサービスは外国人もひとしく享受しております。そのほかに、憲法問題や相互主義の問題などいろいろ難問を抱えていると考えますので、この陳情に賛成をいたします。以上です。

○議長（加賀 博君）

他に賛成討論ございませんか。

〔発言する者なし〕

なければ、これにて討論を終結いたします。

次に、陳情3号を採決いたします。

陳情3号の趣旨に賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数であります。よって、陳情3号は採択と決定いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第30・選挙第1号

○議長（加賀 博君）

次に、日程第30・選挙第1号：海部地区環境事務組合議会議員の選挙についてを議題といたします。

お諮りいたします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は指名推選によることに決定いたしました。

お諮りをいたします。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、議長において指名することに決定いたしました。

それでは、海部地区環境事務組合議会議員に、柴田義継議員と加藤敏彦議員を指名いたします。

お諮りをいたします。

ただいま議長において指名いたしました柴田義継議員と加藤敏彦議員を海部地区環境事務組合議会議員の当選人と定めることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、柴田義継議員と加藤敏彦議員が海部地区環境事務組合議会議員に当選されました。

ただいま海部地区環境事務組合議会議員に当選されました柴田義継議員と加藤敏彦議員が議席におられますので、本席から、会議規則第31条第2項の規定により告知をいたします。

ここでお諮りをいたします。

本日配付の日程は終わっておりますが、採択されました陳情に関する意見書案が残されております。

日程の追加が必要となるため、議会運営委員会を開催していただき御協議をいただきたいと思っておりますので、暫時休憩をしたいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。

それでは暫時休憩といたします。

午後 2 時33分 休憩

午後 2 時50分 再開

#### ○議長（加賀 博君）

休憩を解きまして、会議を再開いたします。

ただいま休憩中に、意見書案第1号：民間保育所運営費の一般財源化に反対する意見書について、意見書案第2号：永住外国人に地方参政権を付与することに関する意見書についてが提出されましたので、直ちに議会運営委員会が開催されました。その結果を、議会運営委員長より報告をしていただきます。

#### ○議会運営委員長（太田芳郎君）

議会運営委員会の報告をいたします。

休憩中に意見書案が2件提出されましたため、議会運営委員会を開催し御協議をいただきました結果、お手元に配付の意見書案第1号と意見書案第2号を追加日程として本日御審議願うことと決定をいたしました。よろしくお願いをいたします。以上であります。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎追加日程第1・意見書案第1号（提案説明・質疑）

○議長（加賀 博君）

追加日程第1・意見書案第1号：民間保育所運営費の一般財源化に反対する意見書についてを議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

文教福祉委員長、どうぞ。

○文教福祉委員長（大宮吉満君）

意見書案第1号、愛西市議会議長・加賀博殿。文教福祉委員会委員長・大宮吉満。

民間保育所運営費の一般財源化に反対する意見書について。

民間保育所運営費の一般財源化に反対する意見書を愛西市議会会議規則第13条第2項の規定により提出する。

朗読をもって説明にかえさせていただきます。

民間保育所運営費の一般財源化に反対する意見書（案）。

現在、急激な少子化が進行しており、今後同世代の子供の減少により、子供たちの健全育成及び社会経済の発展や維持に深刻な影響を及ぼすことが懸念されている。

このような状況の中、保育所はますます多様化する保育需要に柔軟に対応し、家庭にかわる生活の場を提供する機能、保護者の仕事と子育ての両立を支援する機能の充実や育児相談など地域社会における子育て支援サービスの中核施設として積極的に取り組むことが期待されている。

このように、全国での子育ての中心的な役割を果たしている民間保育所の運営費や施設整備費は、国の直接負担制度となっている。公立保育所の運営費については平成16年度より一般財源化されている。この一般財源化が、公立保育所だけでなく、民間保育所まで及んだ場合、民間保育所の経営基盤を大きく揺るがし、財源確保の困難な自治体においては、運営費の大幅な削減による質の低下が予想され、保育所の存続が極めて困難な状況に陥る可能性がある。

また、保育サービスの地域間格差が広がり、地域によっては子育て環境の悪化が深刻になり、結果的に少子化が今まで以上に進行することが予想される。

したがって、民間保育所運営費の一般財源化に反対し、現行制度の堅持を強く求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。平成22年3月23日、愛知県愛西市議会。衆議院議長殿、参議院議長殿、内閣総理大臣殿、厚生労働大臣殿、財務大臣殿であります。よろしく願いいたします。

○議長（加賀 博君）

次に、意見書案第1号について質疑を行います。

質疑のある方はどうぞ。

[発言する者なし]

質疑なしと認めます。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎追加日程第2・意見書案第2号（提案説明・質疑）

○議長（加賀 博君）

次に、追加日程第2・意見書案第2号：永住外国人に地方参政権を付与することに関する意見書についてを議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

古江寛昭議員、どうぞ。

○19番（古江寛昭君）

意見書案第2号：永住外国人に地方参政権を付与することに関する意見書について。

このことについて、愛西市議会会議規則第13条の規定により、別紙のとおり提出いたします。

平成22年3月23日提出。提出者、愛西市議会議員 古江寛昭。賛成者、愛西市議会議員 佐藤勇、同じく太田芳郎、同じく中村文子、同じく加藤和之、同じく岩間泰彦、同じく前田芙美子、同じく日永貴章であります。愛西市議会議長・加賀博殿。

永住外国人に地方参政権を付与することに関する意見書（案）の内容につきましては、朗読をして説明にかえますので、よろしく願いをいたします。

現在、政府は永住外国人に地方参政権を付与する法案を提出することが取り上げられています。

日本国憲法第15条第1項で参政権は国民固有の権利と定めており、第93条第2項でも地方参政権はその自治体の住民が選挙すると定め、平成7年2月28日の最高裁判所の判決で「住民とは日本国民を意味する」としていることから、日本国民でない永住外国人に対し、地方公共団体の議会の議員及び長の選挙権等を付与することは、憲法上疑義があると言わざるを得ない。

また、地方参政権を議論するのであれば、当然のこととして地方の意見が重視されるべきものであり、国会において拙速に審議されるべき案件ではないことから軽々に法案提出を表明することは慎むべきである。

よって、国会並びに政府におかれては、永住外国人への地方参政権の付与について慎重に議論を重ねるとともに、地方の意見を十分に尊重するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成22年3月23日、愛知県愛西市議会。提出先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、法務大臣、外務大臣あてでございます。以上、よろしく願いをいたします。

#### ○議長（加賀 博君）

次に、意見書案第2号について質疑を行います。

質疑のある方はどうぞ。

15番・小沢照子議員。

#### ○15番（小沢照子君）

意見書案第2号について質問をいたします。

まず、タイトルについてでございます。「永住外国人に地方参政権を付与することに関する意見書（案）」となっておりますが、これは「永住外国人への地方参政権付与法に反対」の意見書の提出を求める陳情に対して採択されましたことを受けて、作成された意見書案でございます。しかし、タイトルもそうでございますが、内容を見ましても、地方参政権付与法に反対なのか、それとも結論として慎重審議の要望なのかははっきりわかりません。陳情書の内容を反映するためにも、タイトルは陳情書にあるとおり「永住外国人への地方参政権付与法に反対の意見書」とするべきと考えますが、お答えを求めます。

2点目に、本文の7行目でございます。中ほどに、「選挙権等を付与することは」とございます。選挙権等の「等」の内容をお答えください。

3点目に、同じく本文の10行目と11行目でございます。「国会において拙速に審議されるべき

案件ではないことから、軽々に法案提出を表明することは慎むべきである」とあります。「国会において拙速に」ということですが、この法案につきましては10年以上も前に初提出、以後、数回提出され、これまでさまざま議論されてきました。決して拙速には当たらないと考えます。それよりも、ここで問題なのは、国会において審議されるべき案件ではないという点です。1995年の最高裁の判決で、要旨でございますが、「永住外国人に選挙権を付与する措置を講ずるか否かは、専ら国の立法政策にかかわる事柄である」とあります。つまり、この問題についての判断を、立法府である国会にゆだねているわけでございます。したがって、この案件を国会で審議されるべきでないとか、法案提出を表明することは慎むべきであるとしますと、一体この案件をどこで審議されるのでしょうか。お答えを求めます。

**○議長（加賀 博君）**

5番・日永貴章議員。

**○5番（日永貴章君）**

賛成者議員としてお答えさせていただきます。

最初の題目の「永住外国人に地方参政権を付与することに関する意見書」の題名の件でございますが、これは人それぞれ考え方がありとしますので、賛成議員としてこの題目でいいと思っております。

2点目の、「議会の議員及び長の選挙権等」という文面でございますが、これは表現上の問題でありまして、「等」が何であるかということとはなかなか難しい答弁でありますので、御容赦いただきたいと思います。

あと3点目の、国会で議論されるべきでないとかあるとかという問題でございますが、これにおきましても、この文面に書いてありますとおり、今国会で一時期参政権を上程する、上程しないという議論もありましたが、やはり地方参政権ということ、さまざまな地方の意見を聞くということは重要でありますし、今さまざまな議論がなされておるとおり、まだ地方でもその内容について十分な浸透が行っていないと思っておりますので、地方の意見を十分に反映し、地方の方々の意見を聞いて議論されていくことが妥当であると思っておりますので、これを答弁とさせていただきます。

**○15番（小沢照子君）**

選挙権等、賛成者の方がこんなことをおわかりにならなくて、賛成しておられるんですか。選挙権等といいますのは、選挙権、被選挙権とか、もう一つ公務員になる資格、いろいろございますね。これ、選挙権等と「等」を入れますと、被選挙権も付与することになるわけです。ですが、現在議論されておりますのは選挙権の付与のみであって、被選挙権は付与しない、そのようになっておりますので、「等」を入れるがゆえに、被選挙権の付与も考えるがゆえに、憲法上疑義があると言わざるを得ないところへなってきます。ですので、「等」を取るべきだと思います。

本当に不思議ですけど、そういうこともわからずに賛成されたんですか。お答えください。

**○5番（日永貴章君）**

さまざま御指摘ありがとうございます。

であるならば、委員会に上程されたときに、そういう意見書（案）ということで出させていただいておりますので、小沢委員さんも総務委員会の委員でございますので、そういう意見がいただけたらそれでよかったかと思えますし、そういう勉強不足の点は今後改めていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（加賀 博君）

他に質疑ございませんか。

6番・吉川三津子議員。

○6番（吉川三津子君）

永住外国人の地方参政権については、今回この意見書の提出の陳情書をいただいて、私自身も本当に悩んでいる問題でございます。私といたしましては、永住外国人に対しての地方参政権を与えるということについては、いろいろな条件を付して参政権を与えるということについて賛成でございます。しかし、この意見書と陳情書を比べてみると、とにかくこの地方参政権に対して反対の意見書を提出してくださいという陳情でございます。しかし、この意見書の内容を見ると、憲法上疑義があると言わざるを得ないと言いながらも、これから慎重に議論を重ねろといった、こういう矛盾のある意見書となっておりますが、その点についてこの矛盾に対して御説明をいただきたいと思えます。

○議長（加賀 博君）

19番・古江寛昭議員。

○19番（古江寛昭君）

人それぞれ考え方もありまして、憲法上では、日本国民は平等の権利を有するというのは、選挙権を有するというような書き方がしてありますが、外国人に与えていいか悪いかというような文言は出てきません。ただ、これはそれぞれの国々の思惑もあり、それから利害関係も絡んでおりました。そういった面から考えますと、日本としてはまだ認めるのは時期尚早であろうというような意見であります。

一方では、帰化し、日本国籍を有して日本国民になっていただくというのが一つの方法であろうかと思えますけれども、他国に足を置きながら、日本に永住しておるからといって参政権を得るということは、私どもとしては賛成できません。ただ、我々総務委員会としても多数の者が賛成したように、国民総意も多数の者がそのように考えるものであろうと思えます。

○6番（吉川三津子君）

私自身も、地方でもっとこの市議会の中でも十分に議論して、こういった意見書を出すべきだと思っているわけですが、この陳情書のルールとして、これは明らかに地方参政権付与法に反対という立場で、こういう陳情書が提出されていると思うんです。そういった内容でありながら、意見書がそうではない、問題はあるけれども、これから十分に議論していきなさいといった、こちらの陳情書の中には「帰化によって参政権を得るのが道理である」とか、「参政権は付与しない方が懸命である」とか、そういった理由が上げられていて、この法律に反対の立

場の陳情書であります。そういった中で、なぜこの意見書案になったのか、その辺が大変、私きょう初めてこの意見書案を見せていただいて、この陳情書に賛成をされた皆さんが、この内容をオーケーとした経緯というのがなかなかつかめないのです、その経緯についてお話をいただきたいと思います。

○19番（古江寛昭君）

だから、憲法上疑義があると言っている以上、絶対にできないというものでもないから、現時点では認める法案を出していただくのは反対であるというので、私は別に問題ないと思います。

○議長（加賀 博君）

他に質疑ございませんか。

〔発言する者なし〕

なければ、これにて質疑を終結いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎追加日程第3・委員会付託の省略について

○議長（加賀 博君）

次に、追加日程第3・委員会付託の省略についてを議題といたします。

ただいま議題となりました意見書案第1号と意見書案第2号につきましては、本日が本定例会の最終日でございますので、本会議規則第36条第3項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。意見書案第1号と意見書案第2号につきましては、委員会への付託を省略することに決定いたしました。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎追加日程第4・意見書案第1号（討論・採決）

○議長（加賀 博君）

次に、日程第4・意見書案第1号：民間保育所運営費の一般財源化に反対する意見書についてを議題とし、討論を行います。

まず、反対討論の発言を許します。

御意見のある方はどうぞ。

〔発言する者なし〕

反対討論なしと認めます。

次に、賛成討論の発言を許します。

御意見のある方はどうぞ。

〔発言する者なし〕

賛成討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

次に、意見書案第1号を採決いたします。

意見書案第1号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立全員であります。よって、意見書案第1号は原案のとおり可決決定いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎追加日程第5・意見書案第2号（討論・採決）

○議長（加賀 博君）

次に、日程第4・意見書案第2号：永住外国人に地方参政権を付与することに関する意見書についてを議題とし、討論を行います。

まず、反対討論の発言を許します。

御意見のある方はどうぞ。

15番・小沢照子議員。

○15番（小沢照子君）

先ほど質疑の折に、答弁者から委員会云々のお話もございましたが、この意見書案作成に至る前段階の陳情に対する委員会での賛成討論を、午前中の委員会報告で紹介いたしました。その賛成討論の中に、「この法案の成立を国民的議論や理解のないまま進めることは、国民を愚弄することかと危惧します」とありました。逆に私は、永住外国人への地方参政権付与法に対する議論や理解がないまま拙速に付与法反対の結論を出し、意見書を国に上げることこそ、先ほど紹介しました賛成討論に当てはまるのではないかと考えます。

私たちの身の回りには、長年にわたり親しく交流があり、地域の行事等にも率先して参加し、一緒になって楽しみ、また市行政にも貢献しておられる永住外国人の方々がおられます。このような状況の中、条件つきではありますが、希望すれば選挙権が得られることに私は反対することはできません。

現時点で、愛西市議会として、永住外国人への地方参政権付与法に反対を軽々に表明する意見書の提出は、まさに時期尚早と言わねばなりませんので、本意見書提出は反対でございます。以上でございます。

○議長（加賀 博君）

22番・永井千年議員。

○22番（永井千年君）

陳情の討論でも述べましたけれども、既に95年の最高裁判決から15年以上たっている、そういう状況の中で、法案提出も、今指摘されましたように何度も提出されており、機は熟した、時期尚早論と今言われましたけれども、一刻も早く地方参政権を付与すべきであるという立場をまず表明したいと思います。

それから、95年2月28日の最高裁判決なんです、「憲法93条2項に言う住民とは、日本国民を意味するものと解するのが相当である」と言っていますが、「法律をもって参政権付与の措置を講ずることは憲法上禁止されているものではない」ということで、この最高裁判決は極

めて明確な表現で述べています。これを本意見書は憲法上疑義があるというふうにあべこべに描いている点が、まず最大の問題であります。本議会がこのような意見書を採択することは、私は大変恥ずかしい思いであります。議員の皆さんが地方自治の本旨や基本的人権、歴史問題などをよく考えられて、日本共産党の立場は、個々人の意思を尊重して、選挙資格を取得する旨の申請を行った者に対し付与するという、この1点だけで、あとはすべての権利について、被選挙権も含めて与えるべきだという考え方であります。ぜひとも皆さんがそうした意見に賛同されて、本意見書には反対されるように、皆さんの賢明なる判断を強く期待いたしまして、私の反対討論といたします。

○議長（加賀 博君）

他に反対討論ございますか。

6番・吉川三津子議員。

○6番（吉川三津子君）

永住外国人の地方参政権を付与することに関する意見書について、反対の立場で討論させていただきます。

私といたしましては、日本共産党さんとはちょっと違いますけれども、やはり条件を付した上で、永住外国人に地方参政権を付与するということに賛成の立場でございます。今回の意見書につきましては、賛成なのか反対なのか明確にされていない。そういった意見書を提出することは、愛西市議会にとってはやはりふさわしくない意見書であるというふうに考えておりますと同時に、この陳情書の内容と意見書の内容と食い違いがある、そういった面におきまして、もう少しやはり議会の中で十分に議論された上でこういった意見書は提出されるべきだという面もありまして、反対といたします。

○議長（加賀 博君）

他に反対討論ございませんか。

〔発言する者なし〕

なければ、次に賛成討論の発言を許します。

御意見のある方はどうぞ。

〔発言する者なし〕

賛成討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

次に、意見書案第2号を採決いたします。

意見書案第2号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数であります。よって、意見書案第2号は原案のとおり可決決定といたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（加賀 博君）

以上をもちまして、本日の日程は全部終了いたしました。

閉会の前に市長から発言を求められておりますので、許可いたします。

○市長（八木忠男君）

一言お礼を申し上げます。

3月定例会、3月1日から本日までの長きにわたり、平成22年度の一般会計予算初め、多くの内容を御審議いただき、御決定をいただきましてありがとうございました。御指摘いただきました点につきましては、十二分に留意をしつつ、是々非々念頭に置いて進めてまいりたいと思っております。

議会中にも申し上げました、今期をもって今までにない多くの皆さんが御勇退をされるということをお聞きしているわけであります。合併以前、2町2村の時代から行政に格段の御尽力・御指導をいただきまして、ありがとうございました。厚くお礼を申し上げます。任期は4月30日までということですが、どうぞまたお立場は変わられても、違った角度から市政に格段の御助言をいただけたらと思っております。

そして、職員もそうではありますが、もちろん議員の皆さん方もちょっと健康を害されたというお話もお聞きをするわけであります。どうぞお体を御自愛いただきまして、それぞれのお立場で御活躍いただきますよう御祈念申し上げ、閉会のごあいさつとさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（加賀 博君）

これにて平成22年3月愛西市議会定例会を閉会といたします。

午後3時20分 閉会

この会議録は、会議の経過を記載して、その内容に相違ないことを証するためここに署名する。

愛西市議会  
議長

加賀 博

会議録署名議員  
第27番議員

宮本 和子

会議録署名議員  
第28番議員

佐藤 勇